

札幌農学校所属博物館 (Hokkaido University Natural History Museum) 所蔵水産博覧会資料について

加藤 克*

* 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園・博物館 Botanic Garden & Museum (HUNHM), Field Science Center for Northern Biosphere, Hokkaido University, 060-0003, Sapporo, Japan

はじめに

開拓使が1877(明治10)年に設置した札幌博物場(のち札幌農学校所属博物館、北海道大学農学部博物館、本稿では名称を統一するため、現在の施設もしくは資料の所蔵機関を示す場合は Hokkaido University Natural History Museum の略称である HUNHM を、歴史的経緯の中で当時の組織を示す場合は博物館として表記する)は、1884年の札幌農学校への移管以降、大学博物館として活動を行ってきた。HUNHM では、札幌農学校時代から現在の北海道大学で行われた動物学、考古学、民族学を中心とした研究成果としての標本・資料を研究資源として保存し、それらを研究利用に供することを大学博物館としての使命と位置づけている。しかし、HUNHM にはこれらの大学における研究成果とは別に、創設者である開拓使及び開拓使廃止後の農商務省の管理下にあった時期に収集された明治初期の北海道の物産、自然、歴史に関わる資料群も保存されている。これらは、明治以降の北海道史を検討する上で重要な資料群であるが、博物館の大学移管後の研究分野に含まれなかった資料が多く、開拓使の鹿肉缶詰工場で製作された缶詰など一部の資料を除いて由来が引き継がれない形で保存されることになり、その存在すら知られない状況であった。この問題に対し、筆者は HUNHM 所蔵資料の悉皆調査を通じて、開拓使が出品参加した万国博覧会関連資料〔加藤 2016〕や、農商務省の管理下にあった時期に当時の農商務省博物館(現在の東京国立博物館)との間で行われた資料交換で入手した資料〔加藤 2015〕などについて考察し、その歴史的価値について紹介してきた。本稿はこれらの報告に引き続き、札幌農学校への博物館移管前後に収集された資料、特に産業資料群について考察を行うものである。

本稿の検討対象は、1883年に東京上野で開催された水産博覧会に関連する資料群である。この水産博覧会は、開催当時の博物館の主管者である農商務省主導で開催されたものの、博覧会への出品が府県単位で行われたことから、北海道では札幌県、函館県、根室県の三県が出品していた。このため、博物館の博覧会への直接的関与は史料上確認されず、関連資料が所蔵されている必然性はない。また、HUNHM で管理されてきた資料の中には、水産博覧会由来という直接的な情報が付属するものは確認されておらず、これまで HUNHM と水産博覧会との関係について検討されることはなかった。しかし、後述するように HUNHM の古い台帳には札幌県から受入れた漁具類が存在していたことが確認される。また、札幌県の水産博覧会担当委員であった伊藤一隆は開拓使時代の博物館員であり、水産博覧会開催時も札幌県御用掛でありながら農商務省の御用掛札幌博物場詰を兼務していた⁽¹⁾。同じく水産博覧会の出品物調査や出品対応に関わった吉川昌則も札幌県の雇と農商務省の札幌博物場詰を兼務し、農学校移管後の博物館の職員でもあった⁽²⁾。開拓使廃止前に開催された2回の内国勸業博覧会や、パリ、シドニー万国博覧会、ベルリン漁業博覧会などの出品物収集や製作に携わった開拓使の博物館は、水産博覧会開催時点では農商務省の管理下にあったが、札幌県からの依頼や兼務職員としての活動として、博覧会への出品物の製作・収集や管理に関与し、結果として水産博覧会関連資料が博物館に残されたり、札幌県から移管された可能性はあるのである。

以下、札幌県が水産博覧会にどのように関与していたのかについて整理した上で、HUNHM に保存されてきた資料が水産博覧会に関係するものであるのか、また、関係がある場合にそれらがどのように所蔵されるようになったのかについて検討することとする。なお、本稿においては史料引用を含め、旧字は常用漢字に置き換えて記述することとする。

1. 水産博覧会の開催と札幌県の対応

1883年に開催された水産博覧会の開催経緯やその意義については関根〔2004〕が詳細にまとめ、検討している。これに従うと、明治新政府の政策方針の一つである「殖産興業」を目的として、第一回内国勸業博覧会が1877年に開催された。内国勸業博覧会においては、水産・漁業の物品は農産部に含まれており決して目立った存在ではなかったが、1880年に開催されたベルリン漁業博覧会に日本が参加したことで、「富国ノ一大利源」である水産物の重要性が認識された。水産物あるいはそれを支える

(1) 北海道立文書館所蔵簿書(以下文書館簿書と略記)7768各事務所員履歴 甲号及び8627札幌県官吏履歴書 合四冊 巻之一。

(2) 北海道大学大学文書館沿革資料室所蔵退職者履歴資料二,4,明治42年,資料番号沿資(各種)/履歴/00009。

水産業の活用のためには、政府の勸奨や保護、養殖業の発達が発達が急務であると位置づけられたため、1881年5月に水産博覧会の開催が決定し⁽³⁾、7月になって上野公園で開催する旨が布告された⁽⁴⁾。この布告に対する各府県の対応は、関根 [2004] が東京府を中心にまとめたもの、福岡県の状況に触れた今津 [1982] などがあるが、札幌県の対応について詳細に触れた論考はほとんどないようである。以下、北海道立文書館に保存されている札幌県の関連史料に基づいて、特に出品物に関わる概容を整理する。

1881年5月の水産博覧会開催決定ののち、1882年3月末には農商務省から各府県に対して担当委員を定めて報告するようという達しが出されている⁽⁵⁾。しかし、これ以前の1882年1月に開拓使は博物係の係員すべてと勸業係の内村鑑三を委員とする形で準備を進めており⁽⁶⁾、また漁期を逸することで出品できなくなる可能性を考慮し、委員や経費の確保が定まっていなかった状態でも内村をタラ漁の調査のため出張させようとしている⁽⁷⁾など、早い時期から水産博覧会のために活動していたことがわかる。これは、1880年のベルリン漁業博覧会への日本の出品者が農商務省勸業局と開拓使のみであったことから、当初から開拓使の水産博覧会への参加が強く意識され、先行して動いていたものと考えられる。ただし、農商務省からの担当委員の報告依頼が出された1882年3月時点では開拓使が廃止されていたため、4月19日付で札幌県が水産博覧会の事務局事務幹事の田中芳男に対して担当者の名簿を提出している。そのメンバーは札幌県八等属重松卓爾、九等属松下熊槌、御用掛の伊藤一隆と内村鑑三の4名であった⁽⁸⁾。

札幌県では委員選定と並行して出品物の検討を行っており、旧開拓使の工業課に対してベルリン漁業博覧会に出品した漁舟模型と同様の出品物の製作が可能であるかの照会⁽⁹⁾、魚類標本などのベルリン漁業博覧会と同様の出品物のリストの作成⁽¹⁰⁾や、出品物調査のために伊藤、内村や委員候補者の下で働いていた吉川昌則らを各方面に出張させる⁽¹¹⁾などの活動が確認される。ただし、開拓使から三県一局体制への変更に伴う予算や組織の変更、水産博覧会の人民出品の勸奨なども影響し、結果として個人では出品しがたい統計表などを札幌県の出品物の中心にすることになったため⁽¹²⁾、博覧会に向けての委員の活動としては各地域の出品物の調整や出品にあわせて提出する必要のあった出品解説書の準備に関わる書類が札幌県のまとめた簿書に多く残されている。

これらの活動の結果、関根 [2004] が「明治十六年水産博覧会出品及人員区類分一覧表」としてまとめたように、札幌県からは県庁及び県下人民から総数302点が出品されることになった。このうち札幌県庁が出品することとしていたのは、「管内漁魚採藻統計表、管内漁業場分色図、各郡漁業収額比較図、鯉漁業図解、鮭漁業図解」の5点である⁽¹³⁾。ただし、関根 [2004] が言及しているように、水産博覧会の閉会后にまとめられた「水産博覧会報告 事務類末ノ部⁽¹⁴⁾」（織田1883）では札幌県からの出品数が295点と異なっている。これは、札幌県の出品予定者の中で博覧会開催までに出品取りやめをしたり、追加が行われたためである。札幌県庁からも「漁業日誌」と「鮑殻見本并鮑生息上調査書」を追加出品したいという内村の申し出⁽¹⁵⁾があり、これらが出品されていたことは、開催中に農商務省から札幌県に対して「鮑殻生殖ノ順序」の購入申し出があった⁽¹⁶⁾ことや、札幌県が受賞した出品物名である「水産図、漁業日誌、石決明生生殖調査書⁽¹⁷⁾」『水産博覧会褒賞授与人名録』（水産博覧会事務所1883）からも明らかである。関根 [2004] が表としてまとめた出品数や「水産博覧会出品部目録⁽¹⁸⁾」にはこれらの追加品や取りやめなどの記録が含まれておらず、当初の出品予定品、予定数であることには注意が必要である。

博覧会開催中には、上述したように農商務省からの札幌県庁や県下人民出品物の購入申し出があり、それらの販売処理が行われていたことが確認される。一方で、札幌県としても他府県の出品物を参考資料として購入する計画が出される⁽¹⁹⁾など、各府県が勸業を目的とした活動を積極的に行っていたことを史料からうかがうことができる。ここで、札幌県が水産博覧会で購入した、

(3) 文書館簿書 5184 水産博覧会書類 明治十五年二月 -1 及び 7890 水産博覧会書類 明治十五年自四月至同十六年六月 -1。

(4) 明治15年7月17日農商務省告示第3号（内閣官報局『法令全書』）。

(5) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-5。

(6) 前掲注(3) 文書館簿書 5184-2 及び 3。

(7) 文書館簿書 5171 黜陟上申録 明治十五年自一月 -34。

(8) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-34。

(9) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-6。

(10) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-10。

(11) 文書館簿書 7304 官吏管内出張伺留 付命令書 明治十五年自三月至十二月 -4 など。

(12) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-40。

(13) 前掲注(3) 文書館簿書 7890-40。

(14) 国立国会図書館デジタルコレクション [ndljp/pid/842660](https://dl.ndl.jp/pid/842660) を2021年6月1日に参照した。

(15) 文書館簿書 7891 水産博覧会一件綴込 明治十六年 -85 及び 140。

(16) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-114。なお札幌県は農商務省からの複数の出品物購入依頼に対して、「鮑殻生殖ノ順序」は売却していなかった。最終的な売却資料は文書館簿書 7891-190 にまとめられている。

(17) 国立国会図書館デジタルコレクション [ndljp/pid/904310](https://dl.ndl.jp/pid/904310) を2021年6月1日に参照した。

(18) 東京国立博物館所蔵 和 877。

(19) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-107。

あるいは購入しようと考えていた他府県の出品物について確認しておきたい。

「水産博覧会各府県出品見本品購入調⁽²⁰⁾」(以下「購入品調」)は札幌県がまとめた資料である。詳細な作成日や目的が判然としないため、ここに挙げられている出品物を札幌県が購入したのか、購入しようと考えていたリストに過ぎないのかは確認できないが、札幌県がどのような出品物に関心を持っていたのかをうかがうことができる。「購入品調」に記載されている出品物の情報を表1としてまとめた。

「購入品調」に掲載されている出品物のうち、中村良助出品の「烏賊餌木」(表1-9)、池浦貞次郎の「海綿」(表1-10)、森政助と吉村増五郎の「大敷網雛形」(表1-11)、中村利吉の「各種釣鉤並ニ虫状釣具」(表1-14)、津呂捕鯨会社の「勢子船・網船諸器械共」(表1-16)、茶谷三造の「生海鼠 養魚場図式」(表1-19)は、博覧会で受賞したものである⁽²¹⁾。また、濱野忠次郎の「蟹ノ子塩漬」(表1-1)や青木喬の「蟹缶詰」(表1-23)は受賞してはいないが、彼らは他の出品物で受賞しており優良な出品物が「購入品調」にまとめられているとみてよいだろう。札幌県の担当者である伊藤一隆や内村鑑三らが札幌県の水産技術の改良・普及のために良品を求めていたことが示唆される。

「購入品調」とは別に、札幌県水産係がまとめた「明治十六年水産博覧会出品解説書 各府県ノ部⁽²²⁾」という簿書(以下「出品解説書」)が存在する。「出品解説書」に含まれる水産博覧会出品物の解説書と「購入品調」との対応関係について、表1の「出品解説書」欄に示した。「購入品調」では京都府が出品したことになっている「箱入白寒天」に対して、京都府の名倉宗太郎が出品した「寒天 狸々海苔」の解説書がまとめられていること、浮津捕鯨会社の捕鯨事業関連資料の解説書などが存在しているのに対して「購入品調」には含まれていないこと、「購入品調」に掲載されている出品物の解説書がすべて含まれているわけではないことなど、若干の相違点は認められるものの、おおむね「購入品調」と「出品解説書」に含まれる解説書の出品物とは合致している。「出品解説書」にまとめられている解説書は、冒頭の「寒天 狸々海苔」が出品府である京都府の野紙に記載されており、出品物に付属していたと考えられる一方で、2件目の「捕鯨場図」などは出品県の高知県の野紙ではなく札幌県の野紙に記載されており、付属していた解説書を転記したものと考えられる。このように様式が統一されていないことからみて、「出品解説書」は水産博覧会の場で札幌県の担当者が有益と認めた出品物の解説書を出品者から入手したり、展示されていた解説書を転記して情報を収集していたものがまとめられたものであり、これらの情報を参考に最終的な購入品の選定のための「購入品調」が作成されたのではないかと推測される。ただし、必ずしもすべての解説書が現存しているわけではないため経緯については明確にしない。また、「出品解説書」には札幌県下の出品者である興村茂八と西川貞次郎の出品物(いずれも博覧会で受賞)の解説書が含まれている。「出品解説書」の表紙には表題にあるように「各府県ノ部」とあり、本来は「札幌県ノ部」の簿書も存在していたのではないかと考えられる。史料が完全に残っていないため、札幌県による解説書の収集の全容は明らかにならないが、受賞した札幌県出品物の解説書が残されていたことからみて、札幌県から出品した優良な出品物も札幌県庁は購入していた可能性が示唆される。

2. 博物館に収められた水産博覧会関連資料

2-1. 水産博覧会出品「鮑殻見本并鮑生息上調査書」と現存資料との関係

前章において、札幌県庁の水産博覧会出品物に対する活動を概観した。現存史料の範囲では、博物館の職員でもあった伊藤一隆や吉川昌則の活動は見られたものの、これは札幌県の職員、担当委員としての活動であると考えられ、組織としての博物館の水産博覧会への関与は認められない。また、HUNHMの所蔵資料や過去から現在に至る標本台帳にも水産博覧会由来であることが記された資料が確認できないことから、博物館と水産博覧会との関係をうかがい知ることはできない。しかし、札幌県庁が追加で出品した「鮑殻見本并鮑生息上調査書」は、内村鑑三が職務上の実験のため準備していたものを水産博覧会の審査官である松原新之助の勧めによって追加することになったとされる⁽²³⁾。内村は水産博覧会の会期末には札幌県の職を辞職しており、「鮑殻見本并鮑生息上調査書」を複数製作していたとは考えづらいことから、これはHUNHM所蔵資料の内でも著名な資料の一つである内村鑑三製作のアワビの発生見本【06804】と始末書【15879】(図1、以下【 】で示す番号は現在のHUNHMの資料番号である)に対応する可能性がある。仮にこの資料が水産博覧会出品物であったとするならば、札幌県が所持していた博覧会関連資料が博物館に移管された可能性が考えられる。しかしながら、現存するアワビの発生見本及び始末書には受入れに関する情報が欠落しているだけでなく、HUNHMの旧台帳群にも所蔵資料として登録・管理されていた形跡がないため、この資料が存在することのみをもって当時の博物館と水産博覧会との関係について検討することは困難である。水産博覧会において札幌県が購入した資料や札幌県庁の出品物が博覧会後に何らかの理由から博物館に寄贈された可能性があることを前提として、その他の出品物に該当するものが現存しているのかどうかをさらに検討する必要がある。

本章では、HUNHMで過去に運用されていた台帳類に断片的に残されている記録や資料に付属するラベルの記載から、水産博覧会に出品され、札幌県が購入した可能性のある資料が博物館に移管されたこと、それらが現存資料のいずれに該当するのかに

(20) 文書館簿書 7939 札幌県公文録 共進博覧会 -6。

(21) 前掲注(17)『水産博覧会褒賞授与人名録』。

(22) 文書館簿書 7898。

(23) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-222。

ついて検討することとしたい。

表1「購入品調」及び「出品解説書」との比較

29以降は「購入品調」に記載がなく「出品解説書」が残されているもの

出品府県	出品人郡村名	出品人姓名	物名	個数	代価	出品解説書
1 福井県	丹生郡梅浦村	濱野忠次郎	蟹ノ子塩漬	壹個	金五拾銭	有
2 神奈川県	三浦郡芦名村	高橋専吉	八ツ手網雛形	同	金貳拾銭	有
3 同	同 長井村	原八五郎	謀計網	壹具	金貳拾銭	有
4 同	三浦郡	長浦村	按繰網	壹張	金貳円五拾銭	有
5 同	足柄下郡國府津村	飯島善助 / 石塚平兵衛	サ、リ網	同	金貳円	有
6 同	三浦郡鴨居村	青木七兵衛	タ、キ網	同	金七銭	有
7 鹿児島県	川邊郡秋月村	宮内喜太郎	カラスミ	壹個	金四拾貳銭	有
8 同	嚙咲郡福山村	横山金左衛門	子バクチカニ	四個	金四拾六銭五厘	有
9 同	川辺郡枕崎村	中村良助	烏賊餌木	壹個	金七拾五銭	有
10 同	熊毛郡西表村	池浦貞治郎	海綿	同	金貳銭四厘	有
11 福岡県	志摩郡姫島村	森政助 / 吉村増五郎	大敷網雛形	同	金八円	有
12 島根県	秋鹿郡魚瀬村	村松卯兵衛 / 同柳右衛門	四ツ張網雛形	壹個	金四拾銭	有
13 同	同 江角浦	足立長右衛門 / 青山和七	漁船雛形	壹艘	金五拾銭	有
14 東京府	京橋銀座	中村利吉	各種釣鉤並ニ虫状釣具	壹式	金貳拾五円	-
15 同	同	玉屋藤右衛門	サイノメートル	壹個	金九円四拾貳銭五厘	-
16 高知県	安芸郡津呂村	津呂捕鯨会社	勢子船・網船諸器械共	各壹艘	金貳四円	有
17 同	長岡郡改田村 / 幡多郡越村	中村梅吉 / 長岡兵治	烏賊掛 (海老形・魚形)	各壹個	金四拾七銭	有
18 山口県	玖珂郡海士路村	白濱次郎	生海鼠網雛形	同	金拾銭	有
19 同	同 室木村	茶谷三造	同 養魚場図式	同	金九拾銭	有
20 同	阿武郡山田村	磯部源六	大敷網図式	同	金拾銭	有
21 新潟県	西頸城郡竹ヶ花村	金子甚助	小鰐捕獲網雛形	壹統	金壹円六拾銭	有
22 福井県	丹生郡小樟村	北川惣十郎	クウ打轆轤	壹個	金貳拾五銭	有
23 同	同 浦生浦	海産会社頭取 青木需	蟹缶詰	同	金三拾五銭	有
24 同	大飯郡高浜塩土町	土家七郎右衛門	極楽落シ網模造	壹張	金三拾銭	有
25 青森県	-	-	鱈ノ子粕漬 / 中等昆布晶	各壹個	金三拾七銭	-
26 京都府	-	-	箱入白寒天	拾二本	金壹円拾七銭三厘	有
27 島根県	-	-	鮑貝	貳個	金三拾銭	-
28 和歌山県	-	-	鰻タモ大中小	五個	金八拾五銭五厘	-
29 高知県	安芸郡浮津村	浮津捕鯨会社	捕鯨場図、捕鯨道具、鯨皮他			有
30 高知県	香美郡赤岡村	水田清七郎	烏賊懸			有
31 札幌市	広尾町茂寄村	興村茂八	鮭			有
32 札幌市	高島郡高島村	西川貞次郎	鮭大房網			有



図1. 内村鑑三製作のアワビの発生見本【06804】

2-2. 博物館標本台帳にみる漁具資料と水産博覧会出品物

HUNHM の所蔵資料に関連する記録として最も古いものは、1882年に開拓使が廃止され、博物館が農商務省に移管された際に作成された所蔵品目録⁽²⁴⁾である。ここには水産業関連資料として、水産部42件、動物部の魚類標本62件などが確認される。水産部42件のうち、36件は海苔や昆布、身欠き鯿などの製造物であり、漁具については6件に過ぎない。

これに次ぐ記録は、1884年に農商務省から札幌農学校に博物館が移管された際の所蔵品目録⁽²⁵⁾である。ここでは「水産類」資料は73種107点となっており、特に漁具の増加が顕著である。博物館が農商務省博物館に移管された後、田中芳男の指導により博物館では開拓使が主導していた北海道独自の産業ではなく、農商務省が推進する勸業施策に沿った形の産業資料が所蔵されるようになっていた[加藤2008, 2015]。このため、増加した資料の多くは、農商務省博物館との資料交換で送付された本州の投網【33359】などが中心となっており[加藤2015]、前章で確認した札幌県が購入した可能性のある水産博覧会出品物や札幌県庁の出品物は含まれていない。札幌県の水産博覧会担当委員であった伊藤一隆や内村鑑三は、博覧会会期中に様々な課題についての情報収集を行っていたが、それらはあくまでも札幌県における水産行政の発達を目的とするものであって、当時農商務省の管理下にあった博物館の資料を充実させるために博覧会出品物を購入しようと考えていたわけではないと判断される。

札幌農学校移管後の博物館の収集、受入れ資料は「札幌農学校所属博物館標本採集日記⁽²⁶⁾」(加藤[2002, 2003, 2006, 2007, 2011]、以下「採集日記」)で管理されていた。これは1886年9月以降に収集された資料を個別に登録する台帳であり、1913年ごろまで運用が続けられていたものである[加藤ら2009]。農商務省時代と異なり札幌農学校移管後の博物館では、勸業・産業資料の収集は行われず、一部は農商務省に返却するようなこともあった[加藤2015]。伊藤一隆も博物館の職を離れ北海道庁の水産課に勤務することになったこと、博物館の資料収集の中心となった村田庄次郎が鳥獣剥製師という経歴を持っていた[沖野2000]ことから、収集資料の多くは動物標本が多くなっている。「採集日記」掲載の3,200点余りの資料の中には札幌県用度係や北海道庁から寄贈、移管された資料も若干含まれているが、それらは出土した刀などの考古資料や岩石、鉱物資料でありアワビの発生見本を含む水産博覧会に関連するものは見いだせず、明治期に水産博覧会資料を入手していたことを確認することはできない。ただし、1884年の陳列品目録と1886年に始まる「採集日記」の間には2年弱のギャップがあり、この間に収集された資料を把握することができないという問題がある。これを補う上で有効な材料が「備品原簿」である。

博物館所蔵の鳥類標本[加藤ら2009]やアイヌ民具資料の管理の歴史考察[加藤2008]で検討したように、札幌農学校移管後の博物館において資料管理に利用されていた資料番号は1890年前後に混乱が生じ、「採集日記」への資料番号記載も滞っていた。この問題を解決するために、所蔵資料に新たな資料番号を付与する作業が「備品原簿」を利用して行われることになった。この「備品原簿」は3冊確認され、1冊目⁽²⁷⁾は「尾索動物」から始まる動物部門、2冊目⁽²⁸⁾は木材資料、3冊目⁽²⁹⁾は「動物ノ産物」、「植物ノ産物」、「動植物ノ製品」、「動物捕獲具」、「農業用具」、「工芸物品」、「模形品」が項目立てされている。これらの分類ごとに所蔵資料が記載され、新たな資料番号が与えられた。所蔵する全資料に新しい資料番号を付与することになったため、「備品原簿」には「採集日記」運用開始前に収集された資料も記載されている[加藤ら2009; 加藤2020]。ただし、これまでの調査では鳥類標本に関しては登録番号の再整理は終了した[加藤ら2009]とみられるものの、その他の分野においては「備品原簿」に項目立てされた分類の頁にまったく資料が記載されていない場合もあり、再整理が終了していない可能性や後述するように「備品原簿」の項目立てが変更された可能性もある。「備品原簿」が実際の所蔵資料の全容を示しているわけではないことに留意する必要があるが、これまで「備品原簿」を利用した産業資料に関する調査によって何らかの情報を復元できた[加藤2015, 2020]ことから、これを利用して博物館の農学校移管直後に水産博覧会関連資料が移管、寄贈された可能性について検討することとしたい。

表2に示したように、「備品原簿」第3冊の「動物捕獲具」の項に札幌県からの引継ぎ資料の記載がある。ここに挙げられた資料は表1の「購入品調」の一部と名称が合致し、水産博覧会で札幌県が購入した資料を引き継いだことが示唆される。「備品原簿」には1890年ごろに整備された新体系の資料番号は記載されているものの、その番号による管理は引き継がれておらず、現存資料との照合は難しいが、「備品原簿」による再整理によって付与された資料番号は鳥類標本や民族資料の事例から、図2、図3にみるラベルに資料番号が記載されており、現存資料にラベルが残存していれば照合することができる場合がある。

「備品原簿」記載の資料名に該当する可能性がある現存資料のラベル付属状況を確認したところ、「備品原簿」の53「極楽落シ網」に該当する極楽落し網模型【68884】(図4)と56・57「諸県漁釣見本」に該当する釣針一覧【33351】、【33352】(図5)を見出した。極楽落し網模型【68884】のラベルは若干様式が異なるが、図6に見るように「漁53」の記載が、釣針額【33551】には「漁57」(図7)、【33552】には「56」の記載があり、この3点が「備品原簿」記載の札幌県引継ぎ資料に該当すると判断できる。これらの資料が水産博覧会で札幌県によって購入された出品物であるのかについてさらに確認することとしたい。

(24) 文書館簿書7263 札幌博物館・札幌牧羊場・札幌育種場引継書類 十五年及び10446 博物場引継目録。

(25) 文書館簿書8532 博物場・農学校へ転轄書類 明治十七年六月三十日ヲ期シ。

(26) HUNHM 所蔵アーカイブ資料番号 HUNHM_A_060100104032。以下資料番号のみを記載する。

(27) HUNHM_A_060100104033。

(28) HUNHM_A_060100104034。

(29) HUNHM_A_060100104035。

表2「備品原簿」掲載の札幌県引継資料と HUNHM 現存資料、「購入品調」との照合

資料番号	品名	採集地	備考	HUNHM	標本名	採集地	ラベル番号	「購入品調」照合
53	極楽落シ網	若狭国大飯郡塩土村	札幌県引継	【68884】	網	若狭大飯郡塩土村	漁 53	1-24
54	ハツ手網	-	"	-	-	-	-	1-2
55	クウ打籠籠	-	"	-	-	-	-	1-22
56	諸県漁釣見本	東京	"	【33551】	釣針一覧	-	漁 57	1-14
57	"	"	"	【33552】	釣針一覧	-	漁 56	1-14
58	烏賊餌木	高知県長岡郡濱改田村	"	-	-	-	-	1-17
59	烏賊掛テンカラ	" 熊毛郡西清村	"	-	-	-	-	1-30 カ
60	海老形	"	"	-	-	-	-	1-17 カ
61	大敷網附属品	福岡県	"	【33542】	網	福岡	摸 16	1-11
62	昆布刈鎌	日高国幌泉郡	"	-	-	-	-	-



図2.「備品原簿」に対応するラベル



図3.「備品原簿」に対応するラベル

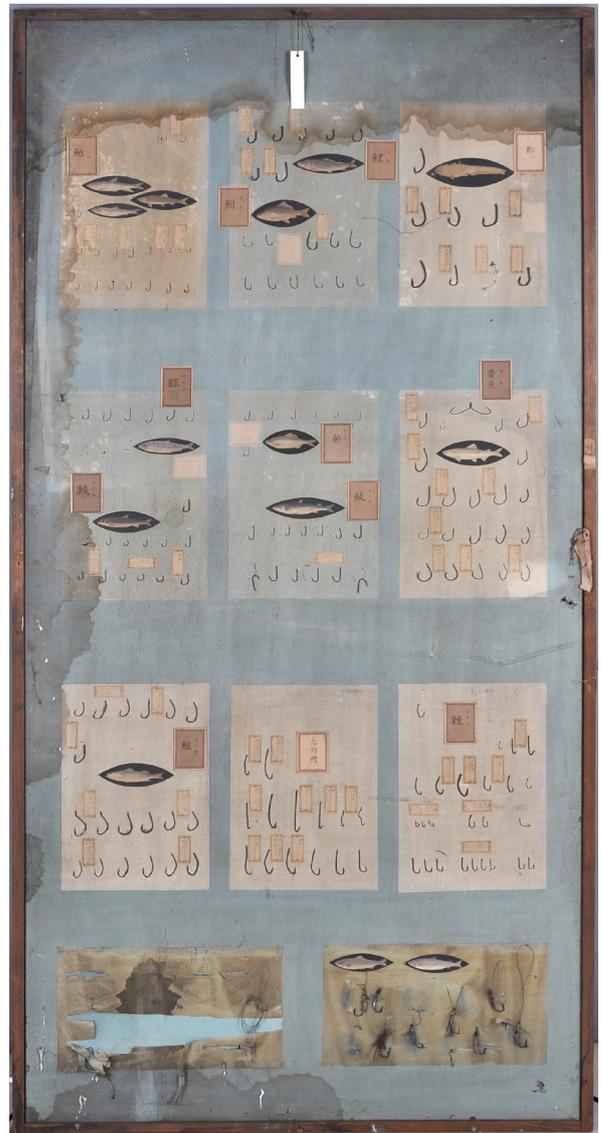


図5.釣針一覧【33351】



図4.極楽落し網模型【68884】

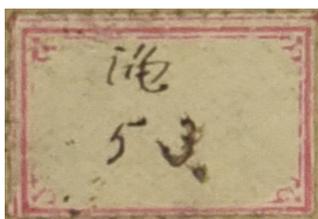


図6.極楽落し網模型【68884】の「漁53」



図7.釣針一覧【33351】の「漁57」

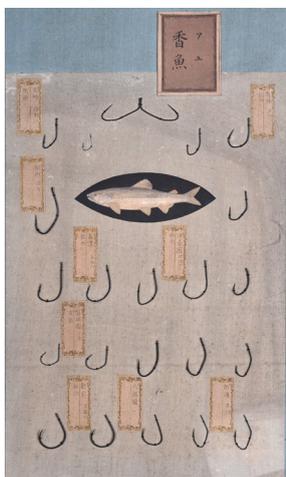


図8.釣針一覧【33351】拡大「香魚」の記載と図

水産博覧会に出品された東京府中村利吉の「各種釣鉤並二虫状釣具」は、博覧会において二等賞を受賞している⁽³⁰⁾。「水産博覧会審査評語⁽³¹⁾」（農商務省農務局 1884）ではその受賞理由として「各種ノ製作皆精巧ナラサルナシ、殊ニ河海ノ所用ヲ甄別シテ々其釣獲スヘキ魚図ヲ添フ用意最モ周密ナリ、加之内外各地ノ釣鉤ヲ類集ス、啻ニ其篤志ヲ徴スルニ足ルノミナラス陳列真ニ体ヲ得タリ」とある。現存資料も対象となる魚種の図と各地の釣針とが額に貼り付けられており（図 8）、合致するものとみてよからう。極楽落し網模型【68884】には札幌農学校時代のラベルに「極楽落し網 若狭大飯郡塩土村」の記載があり、「購入品調」の情報と合致することからこれも福井県の土家七郎右衛門が出品した水産博覧会関連資料とみてよい。

以上から、1884 年の博物館の札幌農学校移管から「採集日記」の運用が開始された 1886 年までの間に、札幌県から水産博覧会関連資料が移管されていたことが確認された。現存資料のラベル番号によって「備品原簿」との照合が可能であった資料は上述の 2 件 3 点のみであるが、「備品原簿」に記載されているその他の資料は現存していないのか、また札幌県の「購入品調」に掲載されている出品物のうち、「備品原簿」に記載のないものは札幌県から移管されていないのかについて検討を続けたい。

「備品原簿」の「動物捕獲具」の資料番号に対応するラベルは管見の限り確認できなかったが、極楽落し網模型【68884】と同じく札幌農学校所属博物館ラベルに「備品原簿」の名称および収集地と合致する資料が確認された。大敷網模型【33542】には「大敷網雛形 福岡県」の記載（図 9）があり、これは表 1-11 および表 2 の「備品原簿」登録番号 61 に該当する。しかし、現存資料に貼り付けられている極楽落し網模型【68884】と同じラベルには「模 16」（図 10）の記載があり、「備品原簿」の登録番号とは分類も番号も合致しない。この理由は、以下の処理が行われたために生じたと推測される。

「備品原簿」の「動物捕獲具」の項は、表 2 に示した登録番号 62 の「昆布刈鎌」で終了している。一方「備品原簿」第 3 冊冒頭の目次の頁では、「動物捕獲具」の項までは原簿の頁番号が記載されているが、それ以降の分類については頁番号の記載がない。また、目次には「模形品」の項が立てられているが、「備品原簿」には「模形品」として管理された資料に関する記載の頁は存在していない。ここから、おそらくは「動物捕獲具」の資料整理を進めてゆくなかで札幌県から移管された資料群を登録していたが、昆布刈鎌という「動物捕獲具」に該当しない資料が含まれていたこと、また漁具模型が複数含まれていたことから、「動物捕獲具」の整理を停止し「模形品」の分類項目を新たに立てたのだろう。「備品原簿」はその記載の一貫性から一括して記載されたものと考えられるため、「模形品」整理用の用紙が別があり、その 16 番目に大敷網が記載されていたが、「備品原簿」にはその情報が転記されなかったのである。この推測は、極楽落し網模型【68884】も模型であり、同様の処理が行われていないことからその妥当性が疑われるが、これまで十分な資料調査が行われないまま「網」や「漁船模型」という名称で管理されてきた資料の付属ラベルの悉皆調査から、「模型」あるいは「模」の記載のあるラベルや水産博覧会出品物と合致する情報が記載されたラベルを持つ資料が複数確認された。以下、ラベル記載に従って名称を付与した資料情報を列記する。

- 「模 5」：按線網模型【33546】相模三浦郡長浦村（表 1-4）
- 「模 6」：小温魚網模型【33540】越後西頸城郡竹花村（表 1-21）
- 「模 7」：捕鯨元網模型【33544】高知県安芸郡津呂（表 1-16）
- 「模 8」：捕鯨船模型【32559】高知県津呂村（表 1-16）
- 「模 12」：ササリ網模型【33541】相模足柄下郡国府津村（表 1-5）
- 「模 16」：大敷網模型【33542】福岡県（表 1-11、表 2 資料番号 61）
- 「模 18」：謀計網模型【33543】相模国三浦郡長井村（表 1-3）

謀計網模型【33543】には「三浦郡長井村」と「丹波南桑田郡」という異なる収集地のラベルが付属するが、これまでに実施した各ラベルの利用時期の前後関係 [加藤ら 2014] の検討により「三浦郡長井村」の記載がある農商務省時代から農学校時代初期に利用されていたラベルの方が古い情報であることと「購入品調」の謀計網の記載と合致することから、「長井村」の情報を付与すべきである。「丹波南桑田郡」は後述する寒天の情報が誤って記載されたものと推測される。

これらは、「大敷網雛形」を除き「備品原簿」に記載はないが、表 1 との対応関係を示したようにいずれも「購入品調」に確認される。特に、ササリ網模型【33541】には付属の木札に「足柄下郡国府津村出品 ササリ網 代金貳円」と記載があり、「購入品調」記載の販売金額とも合致する。

(30) 前掲注 (17) 「水産博覧会褒賞授与人名録」。

(31) 国立国会図書館デジタルコレクション ndljp/pid/842655 を 2021 年 6 月 1 日に参照した。

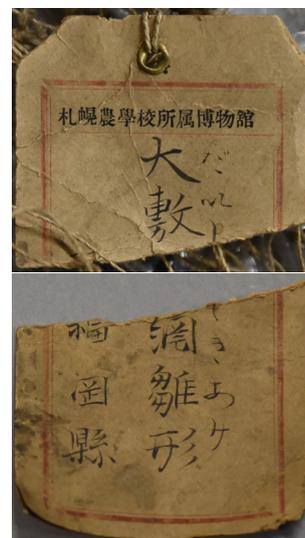


図 9. 大敷網模型【33542】
付属ラベル

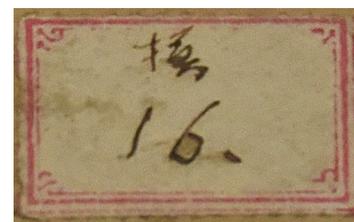


図 10. 大敷網模型【33542】の「模 16」

また、昆布晶【35412】～【35414】と1枚の板に志摩、紀伊、能登、伊豆の地名が記載されている昆布晶【35415】～【35418】がある。角型の寒天10本からなる【35412】には、農商務省時代に利用されていたラベルに「丹波国犬甘野村」、開拓使時代の札幌博物館ラベルに「青森県、昆布晶、札幌県品」、農商務省時代のラベル裏面に貼付けられたラベルに「動植製34」の記載がある。【35412】～【35414】は、従来資料名として開拓使時代のラベルの記載に基づいて「昆布晶」という名称を与えていたが、資料としては寒天であり、表1-26の京都府出品の「箱入白寒天」12本に該当する。また、昆布晶【35415】～【35418】が固定されている板にも農商務省時代ラベルに「丹波国犬甘野村」とあることから、これも昆布晶として登録していたが、資料は寒天の材料であるテングサである。「購入品調」には「箱入白寒天」の出品者名の記載はないが、札幌県がまとめた「出品解説書」には丹波犬甘野村の名倉宗太郎の解説書が含まれている。詳細は本稿末尾の付録に示すが、この解説書には寒天の産地として「志摩、伊豆、土佐、紀伊、伊予、豊後、日向、加賀、能登、隠岐等各国ノ石花菜ヲ用ユ」とあることから【35415】～【35418】も名倉の出品物であり、地域ごとの材料を示すために製作されたと考えられる。ここから、これらの資料は名倉により各地のテングサから製造される寒天としての一括資料と評価すべきであって、「昆布晶、青森県」の記載があるラベルは誤って付属したものである。なお、付属するラベルの「動植製34」から【35412】は「標本原簿」の「動植物ノ製品」に分類されていたことがうかがわれるが、「備品原簿」では「動植物ノ製品」34は開拓使物産局から明治12年7月に受入れられた「楓糖」であって合致しない。箱入寒天、昆布晶のいずれの資料も「標本原簿」の「動植物ノ製品」48件には含まれず、ラベルが誤って貼り付けられた可能性が高い。

この他、「模」のラベルが破損しているもの、ラベルに「模型」とのみ記載があり番号がないもの、現在は個別の資料番号が与えられてはいるものの、捕鯨船模型を構成する桶などの道具であるためラベルが貼られていないものなど、現時点で「備品原簿」の時期の資料番号を確認することはできないが、関連資料であると推測される資料は以下のものである。

捕鯨船模型および関連資料【32558】他、高知県津呂村（表1-16）

漁船模型【32560】出雲国（表1-13）

四ツ張網模型【33545】出雲国秋麻郡魚瀬村（表1-12）

以上のように、博物館の標本台帳である「備品原簿」の記載は不完全なものであり、当時の所蔵資料の全体像を示しているものではないが、現存資料と「購入品調」、「出品解説書」とを照合した結果、札幌県が購入を検討していた水産博覧会出品物の多くが博物館に移管されていたことが確認された。

釣針一覧【33551】、【33552】のように状態の悪い形で引き継がれた資料もあるが、現存資料の大部分は良好な状態で保存されている。これらは由来不明の産業資料であったが水産博覧会出品物であること、出品解説書を利用することでその製作者や歴史的背景を含んだ情報を追加することができることが明らかとなった。これらの情報については本稿末尾に付録として示す。一方で、「標本原簿」に記載のある「八ツ手網」などは現存資料から確認することができなかった。現存資料の悉皆調査からは該当する可能性のあるものを見いだせなかったため、これらは「購入品調」に記載がありながら照合できなかった食料品など保存が困難であった出品物と同様に処分されたか、農商務省博物局からの交換品の一部と同様に返却された可能性が高い。

2-3. 札幌県下人民出品物

前節では、「購入品調」及び「出品解説書」に記載のあった他府県出品物の現状について検討を行った。本節では、札幌県下人民出品物について検討することとした。

他府県の水産博覧会出品物に続く形で「備品原簿」の「動物捕獲具」の62に札幌県から博物館に移管された「昆布刈鎌」が記載されている（表2）。この資料の収集地は日高国幌泉郡であり、札幌県が取りまとめた「購入品調」掲載出品物とは対応しないが、他府県出品物と同じ形で移管された資料であることから、水産博覧会関連資料である可能性がある。上述したように札幌県が取りまとめた「出品解説書」簿書表紙には「他府県ノ部」とあるように、「札幌県ノ部」もまとめられていたことが推測されるし、「出品解説書」には札幌県の西川貞次郎の「鮭大房網」と興村茂八の「鮭」の解説書も含まれている。西川出品の「鮭大房網」は水産博覧会において四等を受賞しており、興村茂八も三等を受賞している。他府県出品物と同様に札幌県下人民の出品物であっても優品を札幌県は購入しようとしていた可能性はある。

札幌県下人民のうち、日高国幌泉郡から出品した人物は林重吉のみである⁽³²⁾。林の出品物は「塩鮭、同ツボ抜き、コマイ魚粕、煎海鼠、昆布、銀杏草、鋸刃鎌、昆布採集就業景況略図」であり、「鋸刃鎌」には「但昆布束子結立ニ所用器具ノ内」とある⁽³³⁾ことから、これが「昆布刈鎌」と称されることには問題ないだろう。林は「塩鮭」で褒状を受賞しており、他府県の購入品でも見られたように、受賞した出品物を購入しなかったとしても、受賞した人物の他の出品物を購入するという傾向が認められることから、「標本原簿」に記載のある「昆布刈鎌」は林重吉の出品物を札幌県が買い上げた可能性がある。これを裏付ける情報として、1883年9月25日に札幌県勸業課が浦河郡役所に対して水産博覧会で売却した代価を送付した際に、追伸として「三石郡姥布村小林重吉出品昆布刈取舟雛形及幌泉郡幌泉村林重吉出品昆布結束具鋸刃鎌ハ更ニ当地博物館へ出品為致尚衆庶ノ縦覧ニ供

(32) 前掲注(15)文書館簿書7891-21。

(33) 前掲注(15)文書館簿書7891-21。

シ度候⁽³⁴⁾」という記述がある。ここから、札幌農学校時代の博物館が札幌県から引き継いだ「昆布刈鎌」は、水産博覧会に林重吉が出品した昆布刈取用の「鋸刃鎌」であると判断される。

林の「昆布刈鎌」はHUNHMの現存資料に確認することができないが、この鎌と一緒に札幌県が返却を保留した三石の小林重吉の「昆布刈取舟雛形」に該当する資料が存在する。昆布取舟模型【32566】(図11)は、他府県出品物の一部と同様に札幌農学校所属博物館のラベルが付属し、日高国三石郡という収集地情報が記載されている。水産博覧会出品者のうち日高国三石郡からの出品者は小林重吉のみである。小林の出品物は「昆布刈取舟雛形、昆布、日本向刻昆布、支那向刻昆布、刻昆布製造図解額面⁽³⁵⁾」であり、「長切昆布」と「刻昆布」で三等を受賞している。「備品原簿」にはこの模型の記載を確認することはできないが、情報の合致から見て、昆布取舟模型は小林の出品物である「昆布刈取舟雛形」に該当するものと考えてよからう。また、小林の出品物を札幌県が購入していたと考えるならば、日高国三石郡姨布村刻昆布製造所真形【33246】(図12)も小林の出品物の「刻昆布製造図解額面」に該当する可能性がある。水産博覧会に出品された「刻昆布製造図解額面」は、小林自身の送付目録では「同(刻昆布:筆者補記)製造場庶絵図面 但建家図共 三枚」と表記されている⁽³⁶⁾。現存資料の製造所真形は建屋図面を含む5面の図(甲乙丙丁戊号)が軸装されており、形状は合致しない。しかし、現存資料の図の周囲は赤のインクで縁取られており、いずれかの時点で湿気の影響を受けてインクが滲んでいるが、乙丙号図および丁戊号図の間には滲みがみられない。この点から見て製造所真景は当初製造所建屋図面、乙丙号図、丁戊号図の3面の図から成り立っており、額装から軸装へと変更された際に現在の体裁になったものと推測される。描かれた製造所の住所が「三石郡姨布村」であり、小林重吉の住所が函館県函館区会所町と三石郡姨布村四番地寄留となっていること⁽³⁷⁾、図に描かれている店印が小林と関係の深い栖原屋であることを示す「ス〇」であることも、小林の製造所を描いたものであることを示唆しており、水産博覧会出品段階の形状を維持しているかどうかは別とし

(34) 文書館簿書 7943 札幌県公文録 水産博覧会 明治十六年 -15。

(35) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-21。

(36) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-83。

(37) 前掲注(15) 文書館簿書 7891-21。



図11. 昆布取舟模型【32566】

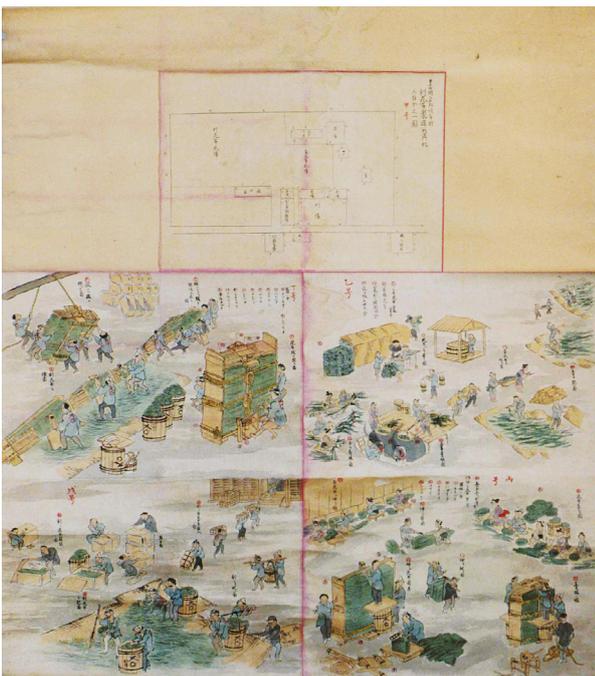


図12. 日高国三石郡姨布村刻昆布製造所真形【33246】

て、小林が制作した図であることはほぼ間違いないだろう。

1884年に博物館が札幌農学校に移管された際の目録にはこれらが記載されていないため、水産博覧会直後の時点では札幌県に帰属していたと考えられるが、札幌県の勸業促進のために博物館で展示することを念頭に購入されていたこと、これらの出品物は1886年以前に札幌県から博物館に引き継がれたものであることが確認された。

3. 札幌県庁出品物の検討

前章までにみたように、水産博覧会において札幌県が購入した他府県出品物と札幌県下人民出品物が1884年以降1886年までの間に博物館に移管されていた。過去に検討したように、博物館は開拓使と農商務省の管理下にあった時期には勸業資料の収集に力を入れていたものの、農学校移管後は動物標本や考古資料の収集に力を入れるようになり、勸業資料の収集は見られなくなる[加藤2008, 2015]。ここから、水産博覧会出品物が引き継がれた経緯は、博物館から札幌県に移管を要請したのではなく、札幌県が水産博覧会出品物を業務で利用するために購入したものの、展示施設などの利用条件が整わなかったため、博物館に移管された可能性が高いと考えられる。この移管経緯についての推測が妥当であるならば、水産博覧会で農商務省から購入の申し出がありながら売り払わなかった「鮑殻見本并鮑生息上調査書」も結果として札幌県から博物館に移管され、現存するアワビの発生見本【06804】と始末書【15879】として管理されてきたものである可能性が高まる。この点を補強するために、他の札幌県庁出品物について検討することとしたい。

札幌県が水産博覧会に出品した資料は、「管内漁魚採藻統計表、管内各漁業場分色図、各郡漁業収額比較図、鯨漁業図解、鮭漁業図解」と追加出品の「鮑殻見本并鮑生息上調査書」と「漁業日誌」の7点である。このうち追加出品の2点については、出品解説書⁽³⁸⁾の案が残されているが、当初出品の5点については、解説書を出品前回覧に供した記録はある⁽³⁹⁾ものの、別紙となっていた解説書そのものは残されておらず、どのようなものであったのかを明確にすることはできない。断片的な情報としては、「管内各漁業場分色図」に対して「是ハ管内図中各漁業場ニ就テ魚類ニ依リ色分ケテ以テ其漁場ヲ示ス」、「各郡漁業収額比較図」は「是ハ徴税品ノ石高二応シ高低ニ様画点ヲ書シ各郡比較ヲ示ス」、2点の「漁業図解」は「是ハ鯨(鮭)漁業ニ就テ実景ヲ画ス」と説明されていることが確認できる⁽⁴⁰⁾。

これらに該当する可能性があるものの一つとして、管内各郡水産図【33252】がある(図13)。これは、札幌県下の漁場を記号で示した上で、1881(明治14)年の国郡ごとの鯨、鮭、昆布などの漁獲高を石高で示したものである。札幌県から農務局長に宛てて「統計表及ヒ漁額比較図ノ如キ産額ヲ要スルモノハ十五年度ノ産額ヲ以テ調整致スヘキ所或ハ鮭魚鱈魚ノ如キ両年ニ跨カルモノアリテ調整ナリ兼候ニ付、昨十四年度ノ産額ニ抛リ調整⁽⁴¹⁾」する予定であることが伝達されており、明治14年度の産額が記載された札幌県の資料である管内各郡水産図【33252】が合致する可能性は高い。なお、本資料の写者は札幌県地理係雇の最上義八郎である。



図13. 管内各郡水産図【33252】

次に、「鯨漁業図解」、「鮭漁業図解」に該当する可能性のあるものは、石狩川河口の鮭魚の図【33341】及び小樽高嶋の鯨魚の図【33342】の2点の漁業図である(図14, 図15)。この対になる漁業図は、これまで研究利用だけでなく、明治期の漁業や文化を紹介する材料として様々な形で利用されてきた[北海道1971; 永井・大場1999; 北海道開拓記念館2002; 工藤2010など]が、収集経緯などは必ずしも明確にはなっていなかった。北海道大学における美術品が登録された備品台帳では2点とも「開拓使寄贈」とされているが、他の開拓使由来の絵画類と異なりこれらは1882年及び1884年の移管目録には記載されていないこと[加藤2001]、石狩川河口の鮭魚の図には「距札幌県庁七里」という標柱が描かれており、開拓使時代ではなく三県一局時代以降に描かれたものであることから、備品台帳の記述は詳細な調査に基づくものではなく誤りである。北海道開拓記念館[2002]は明確な根拠を示していないが、この2点の漁業図の制作年次を1882年としている。工藤[2010]は石狩川河口の鮭魚の図を対象にして、開拓記念館[2002]が制作年次を1882年としている理由としてこれが水産博覧会に出品された「漁業景況図」である可能性があることから推定されたと述べた上で、図に描かれている標柱の記載と鮭魚の時期であることから1882年8月から9月に描かれた可能性を示している。

なお、小樽高嶋の鯨魚の図の絵師を栗田鉄馬とする見解[北海道1971; 永井・大場1999]がある。大場による資料調査の際には制作者不明として筆者が対応したが、北海道[1971]の記載に基づいて栗田が描いたものと判断したようであり、北海道開

(38) 前掲注(15)文書館簿書7891-221及び222。

(39) 前掲注(3)文書館簿書7890-60。解説書の探索においては、北海道立文書館及び北海道大学の木村聡氏、吉村早織氏、千葉康平氏の協力を得た。

(40) 前掲注(3)文書館簿書7890-40。

(41) 前掲注(3)文書館簿書7890-40。

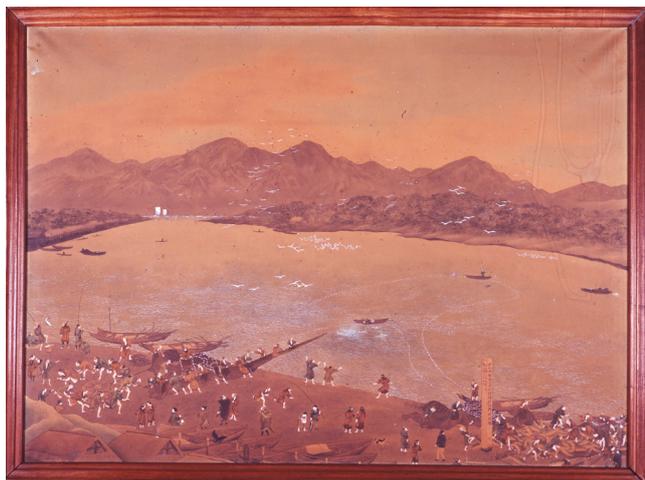


図 14. 石狩川河口の鮭漁の図【33341】



図 15. 小樽高嶋の鯡漁の図【33342】

拓記念館 [2002] も工藤 [2010] もこの図の制作者を栗田として検討しているが、石狩川河口鮭漁の図の絵師についてはいずれも触れられていない。この点については後述する。また、工藤 [2010] は石狩川河口の鮭漁の図について水産博覧会に出品された「漁業景況図」である可能性を指摘しているが、札幌県庁が2点の漁業図解を出品していたことについては触れておらず、図が対になっていることを説明していない。現存する2点の漁業図が個別に制作されたものであると考えるよりも、札幌県庁が水産博覧会に出品するために制作した「鯡漁業図解」、「鮭漁業図解」であると考えたほうがよいであろうか。「漁業図解」の出品解説書は確認できないが、断片的に残されている制作経緯について確認し、この仮説について検証してみたい。

札幌県が2点の「漁業図解」を制作するために、担当者を石狩及び祝津に派遣していたことが史料から確認できる。1882年4月14日に報告係御用係の黒野雄繁南が「鯡漁業ノ実況写シ取りノ為祝津出張⁽⁴²⁾」しており、同年9月26日に「水産博覧会出品鮭漁場図調整ノ為⁽⁴³⁾」伊藤一隆と黒野雄繁南が石狩郡に出張している。石狩、祝津のいずれにも出張している黒野は、水産博覧会の担当委員でも博物館の関係者でもなく、開拓使時代からの絵師である[三浦2006]。彼が出張した理由は事務担当ではなく「実況写シ取り」、「調整」の担当であったと考えるべきであり、この2点の漁業図が同じタッチで描かれていることも、黒野が一人で描いたものであると考えれば理解できる。小樽高嶋の鯡漁の図が1882年4月以降、石狩川河口の鮭漁の図が同年9月以降のそれぞれほどない時期に描かれたものであれば、開拓記念館 [2002] や工藤 [2010] が想定する制作年代とも矛盾しない。過去に小樽高嶋の鯡漁の図の作者であるとされた栗田鉄馬は、開拓使廃止後は農務局や農商務省北海道事業管理局の雇として勤務⁽⁴⁴⁾しており、札幌県の職員であったことを示す記録がないため、この2点の漁業図が札幌県庁によって水産博覧会に出品されたという推測が正しいとすれば、この漁業図の絵師は栗田よりも黒野がふさわしい。

次に、札幌県庁が出品した2点の「漁業図解」がどのようなものであったのかについて確認する。1882年5月12日付で札幌県勸業課から旧開拓使博物係に宛てて、水産博覧会に出品するための図画用西洋紙の借用が依頼されている。この西洋紙は5尺巾2丈のサイズであった⁽⁴⁵⁾。また、7月25日には勸業課から札幌農学校に対して、水産博覧会出品のために大幅西洋図紙1丈6尺を購入したい旨の打診がなされている⁽⁴⁶⁾。博物係からの借用が不調に終わったために農学校から購入したのか、あるいは必要な数量を確保するために2か所から用紙を入手する必要があったのかは明確にならないが、札幌県勸業課が必要とした用紙のサイズと現存する漁業図などのサイズとを比較して、関連性を検討してみる。

現存する2枚の漁業図は、紙本で額を含めた寸法が縦108センチ、横148センチ、管内各郡水産図が縦137センチ、横197センチである。ただし管内各郡水産図は軸装されているため、実際の用紙サイズは縦横10センチほど小さくなる。これら3枚の図を描くためには、5尺(約150センチ)巾の用紙が1丈6尺(約485センチ)あれば十分である。現存資料に対応するものが見つからない出品物である「管内各漁業場分色図」が管内各郡水産図と同じサイズであったと仮定すると、博物係に依頼した5尺巾2丈で十分である。少なくとも札幌県が水産博覧会に出品するために必要とした用紙の幅が5尺であったことを考えれば、石狩川河口の鮭漁の図及び小樽高嶋の鯡漁の図の2点の漁業図はサイズとしても合致するのである。

2点の漁業図が他の水産博覧会出品物と同様に、1884年段階で博物館の所蔵資料として確認できないこと、各府県、北海道県

(42) 前掲注(3)文書館簿書7890-9及び前掲(11)文書館簿書7304-11。

(43) 前掲注(3)文書館簿書7890-54及び前掲(11)文書館簿書7304-70。

(44) 道立文書館簿書7769各事務所員履歴 乙号。

(45) 前掲注(3)文書館簿書7890-21。

(46) 前掲注(3)文書館簿書7890-46。

下の出品物だけでなく、アワビの発生見本を含め札幌県庁の水産博覧会出品物に該当する可能性が高いものも HUNHM の所蔵資料になっていること、描かれた内容から推定される制作年代、図のサイズ、西洋紙に描かれた点などの情報が札幌県によって制作された漁業図の情報と矛盾しないという状況証拠から、石狩川河口の鮭漁の図及び小樽高嶋の鯨漁の図は札幌県庁から水産博覧会に出品されたものであり、1884 年以降 1886 年までに札幌県から博物館に移管されたものであると判断したい。

おわりに HUNHM 所蔵水産博覧会関連資料の価値

ここまで、由来がはっきりしないまま管理されてきた HUNHM 所蔵資料の一部が水産博覧会出品物であり、1884 年から 1886 年の間に札幌県から移管されてきたことを確認してきた。水産博覧会出品物であると推定される資料は、HUNHM の登録資料数としては 56 点(表 3)であるが、捕鯨船の備品や中村利吉の釣針一覧にそれぞれ資料番号が付与されていることもあり、出品物の件数としては 17 件となる。一方で、札幌県から間違いなく移管された三浦郡芦名村高橋専吉出品の「八ツ手網雛形」と札幌県幌泉村林重吉の「昆布刈鎌」は確認できず、札幌県庁出品のいくつかの資料も見出すことができなかった。「購入品調」にまとめられている他府県の出品物がすべて札幌県によって購入されたものであるとすると、失われた可能性のある資料はさらに増加することになる。食料品などは保存ができず廃棄されたものもあるだろうが、ラベルの欠落などで照合できない状態にあるものも残されている可能性はある。また、札幌県が購入した記録の乏しい県下人民の出品物が残されている可能性もある。例えば、鱈肝油で受賞した西川五兵衛の手になる鱈肝油製造図解【33240】と鱈肝油図解説明書【33241】(1883 年 1 月)、小樽鱈漁網建場全図【33231】(1882 年)や、漁網図 4 枚が 1 面に貼られている図【33348】など関連する可能性のある資料は他にも HUNHM に所蔵されているが、付属情報が不足していたり残存史料から水産博覧会出品物であることを確認できないため、これらの資料については今後の課題とせざるを得ない。今後 HUNHM には水産博覧会に関連する資料が残されているという前提で、現存資料と博覧会関連史料を精査することにより、新たな発見があるかもしれない。他方、今回利用した北海道立文書館簿書についても、公開されている件名目録に基づいて関連史料を探索したものであって、不十分な調査である可能性もある。確認することができなかった 2 点の漁業図を含む札幌県の出品物の解説書が残されている可能性も念頭に置きつつ調査を継続してゆきたいと考えている。

本稿による検討の結果によって、推定を含むものの数多くの HUNHM 所蔵資料が水産博覧会に出品され、札幌県を介して所蔵されることになったものであることが明らかとなった。また、単に収集経緯だけでなく「出品解説書」を併用することで出品者、製作・利用者本人が記載した当該出品物の背景情報も入手することができた(本稿末尾付録)。最後に、この資料群の価値について整理しておく。

水産博覧会の出品物のうち優良なものは札幌県だけでなく、各府県、また主催者である農商務省も購入していた。当時の農商務省の中心人物は田中芳男であり、おそらく大規模に購入し、農商務省博物館、現在の東京国立博物館の資料となっていた。下 [1932] によれば、これらの資料はのちに三田の水産伝習所に下付され、水産講習所が越中島に新築された際に整備された陳列室に所蔵されていた。「是は将来水産博物館が出来れば其資料として全く金にかへられぬ者のみ」であったが、関東大震災のためにすべて焼失したという。渋沢 [1959] は、日本における「釣鉤の型」に三つの地域差があることを指摘したのは中村利吉であるが、中村が編集員として関わった『日本水産捕採誌』(農商務省水産局 1935)の記述について、「当時の釣鉄材質に就いては現在資料を得られぬ故氏(中村:筆者補記)の言に拠る外なく」、現時の日本ではもはや到底手に入らないピーボディ博物館の E.S. モースが収集した地方ごとの釣鉤扁額の研究の必要性を指摘している。田辺 (1987, 1988) はこれを受けて、モースの収集品と中村が著した『釣鉤図譜』(勝部 1978)を利用して検証を行い、多少の問題点はあるものの中村が指摘した地域差に関する見解を正しいものと評価している。HUNHM 所蔵の釣針一覧【33351】、【33352】は、状態は良くないものの、中村が収集・制作したものであり、田辺による検証をより精密なものにすることができる可能性を秘めており、その資料的価値は極めて高いことになる。また、HUNHM には額装されていない釣針【38534】～【38537】(図 16)がある。図 16 に示した左上に貼られているラベルは、農商務省時代から札幌農学校初期に博物館で利用されていたもので、ここに記載されている「23」の番号は、農商務省時代に整備されたものと推定される。このため、この釣針は水産博覧会に出品されたものではなく、それ以前の内国勧業博覧会の出品物である可能性が高い。しかし針の脇に貼られたラベルは釣針一覧のものに酷似しており、中村の出品物である可能性がある。水産博覧会に中村が出品したことが確実な釣針一覧との比較検証を行うことで、中村の収集品であることが認められるならば、これらも明治以前の釣鉤の地域差研究の材料として活用されることになるだろう。

また、本稿で触れた極楽落し網などの漁網模型の名称は、渋沢 [1959] などの漁具に関わる文献でも用いられていないものが



図 16. 釣針【38534】

多い。水産博覧会に関連する史料などでその名称をもつ漁具の存在は確認できるものの、それがどのような形状のものであったか明らかにならない状況にある。HUNHM に模型が残されていたことで、その名称の漁網がいかなる漁網の発展形であるのか、あるいは特定の漁網の地方名なのかなど、漁具史を発展させるうえでも貴重な役割を果たすことが期待される。

明治初期の内国勸業博覧会や水産博覧会に出品されたものは、HUNHM と同様に開拓使の博物場の系譜を継ぐ市立函館博物館に所蔵されている山口県の改良鱸船模型 [清水 2017] のように、各地に保存されている可能性はある。しかし、HUNHM と同様に市立函館博物館の漁船模型においてもその由来が伝えられていなかったように、140 年近くの間大きな変革がなく継続して活動し続けている博物館であったとしても、様々な要因で資料情報が引き継がれなくなってしまうことは生じうる。これとは逆に、博覧会が開催されていた時期から継続している博物館は多くはない。後に設立された博物館に博覧会に出品された資料が収められたとしても、その由来は必ずしも明確ではなくなっているだろうし、それを裏付けるための各府県の公文書と照合できる形にはなっていないだろう。その意味で、ある程度の資料数がまとまっており、かつ「購入品調」や「出品解説書」という関連史料と紐付けることができる HUNHM 所蔵の水産博覧会資料は、明治期の博覧会研究や水産学研究史に寄与しうる重要な資料である。本稿が各分野における今後の研究の進展の基礎となることを願っている。

本稿掲載にあたり、北海道大学谷本晃久氏、北海道博物館三浦泰之氏による丁寧な査読を受け、有益な指摘を得た。また、史料閲覧・調査にあたっては、北海道立文書館、北海道大学大学文書館、附属図書館の協力を得た。記して謝意を表す。

本稿は、「研究資源価値向上を目的とする標本情報の復元におけるアーカイブの役割に関する研究」(科学研究費補助金 基盤研究 (C) 19K01138) によって整備された HUNHM アーカイブを用いたものである。

引用文献

- 北海道. 1971 新北海道史. 第 3 巻通説 2, 4 章 3 節 3 引用図 北海道, 札幌
- 北海道開拓記念館. 2002. 描かれた北海道 18・19 世紀の絵画が伝えた北のイメージ. 北海道開拓記念館第 54 回特別展図録, 北海道開拓記念館, 札幌
- 今津健治. 1982. 『福岡県漁業誌』について. 福岡県史, 近代史料編 農務誌・漁業誌: 293-301, 西日本文化協会, 福岡
- 加藤克. 2001. 北海道大学農学部博物館所蔵絵画資料の歴史的検討. 北海道大学農学部博物館の絵画, 北海道大学文学部平成 12 年度プロジェクト研究報告書: 10-20
- 加藤克. 2002. 史料紹介『札幌農学校所属博物館標本採集日記』(1). 北大植物園研究紀要, 2: 69-84
- 加藤克. 2003. 史料紹介『札幌農学校所属博物館標本採集日記』(2). 北大植物園研究紀要, 3: 63-80
- 加藤克. 2006. 史料紹介『札幌農学校所属博物館標本採集日記』(3). 北大植物園研究紀要, 6: 37-57
- 加藤克. 2007. 史料紹介『札幌農学校所属博物館標本採集日記』(4). 北大植物園研究紀要, 7: 35-55
- 加藤克. 2008. 北海道大学植物園所蔵アイヌ民族資料について: 歴史的背景を中心に. 北大植物園研究紀要, 8: 35-91
- 加藤克. 2011. 史料紹介『札幌農学校所属博物館標本採集日記』(5). 北大植物園研究紀要, 11: 25-47
- 加藤克. 2015. 北大植物園・博物館所蔵農商務省博物局交換資料について. 北大植物園研究紀要, 15: 1-27
- 加藤克. 2016. 札幌博物場旧蔵万国博覧会関連資料について. 北大植物園研究紀要, 16: 23-38
- 加藤克. 2020. 函館製革所において製作されたセーム皮試作品について. 札幌博物場研究会誌, 2020: 25-30
- 加藤克, 市川秀雄, 高谷文仁. 2009. 札幌農学校所属博物館における鳥類標本管理史 (1): 東京仮博物場から札幌農学校所属博物館初期まで. 北大植物園研究紀要, 9: 29-94
- 加藤克, 市川秀雄, 高谷文仁. 2014. 札幌農学校所属博物館における鳥類標本管理史 (4): 標本ラベルの変遷からみた管理史. 北大植物園研究紀要, 14: 1-44
- 勝部直達. 1978. 釣鉤図譜解題, 溪水社, 広島
- 工藤義衛. 2010. 「石狩川鮭魚」の図について. いしかり暦, 23: 33-42
- 三浦泰之. 2006. 開拓使に雇われた「画工」に関する基礎的研究. 北海道開拓記念館研究紀要, 34: 81-112
- 永井秀夫・大場幸生 (編). 1999. 北海道の百年 口絵 (北海道後志国高島郡漁場全図). 県民 100 年史, 山川出版社, 東京
- 農商務省農務局. 1884. 水産博覧会審査評語, 農商務省農務局, 東京
- 織田完之編. 1883. 水産博覧会報告 事務類末ノ部, 農商務省農務局, 東京
- 沖野慎二. 2000. 北海道大学農学部博物館のアイヌ民族資料 (中). 北海道立アイヌ民族文化研究センター研究紀要, 6: 1-18
- 関根仁. 2004. 明治一六年水産博覧会の開催. 日本歴史, 671: 62-79
- 渋沢敬三. 1959. 日本学士院日本科学史刊行会編 明治前日本漁業技術史, 第 4 章釣鉤第 8 節鉤の型, 日本學術振興会, 東京
- 清水満幸. 2017. 北海道に伝わる明治期制作の山口県改良鱸船雛形. やまぐち地域社会研究, 14: 85-96
- 下啓助. 1932. 明治大正水産回顧録. 東京水産新聞社, 東京
- 水産博覧会事務所. 1883 (推定). 水産博覧会褒賞授与人名録, 発行者不明, 東京
- 田辺悟. 1987. 釣鉤の地域差研究, 日本民具学会編 海と民具, 日本民具学会論集 1: 57-66, 雄山閣, 東京
- 田辺悟. 1988. モース研究の民具学的視点, 守屋毅編 共同研究モースと日本: 328-347, 小学館, 東京

表3 HUNHM 所蔵水産博覧会関連資料一覧
< > で示した情報は、本館における調査によって追記できると判断された情報

出品者	HUNHM No	標本名	採集日(和暦)	採集地	製作・出品者	出品解説書	備考
	[33543]	網<謀計網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	神奈川県三浦郡長井村	< 原八五郎 >	有	「丹波南桑田郡」のラベルも付属
	[33546]	網<枚線網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	神奈川県三浦郡長浦村	< 長浦村 >	有	
	[33541]	網<ササリ網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	神奈川県足柄下郡国府津村	< 飯島善助 / 石塚平兵衛 >	有	
	[33542]	網<大歌網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	福岡県志摩郡姫島村	< 森政助 / 吉村増五郎 >	有	
	[33545]	網<四ツ張網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	鳥根県秋鹿郡魚瀬村	< 村松卯兵衛 / 村松柳右衛門 >	有	
	[32560]	漁船雛形	< 1883 年水産博覧会出品 >	鳥根県秋鹿郡江角浦	< 足長右衛門 / 青山和七 >	有	
	[33351]	針一覽<各種釣針並虫状釣具>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 東京 >	< 中村利吉 >	-	
	[33352]	針一覽<各種釣針並虫状釣具>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 東京 >	< 中村利吉 >	-	
	[32558]	捕鯨船雛形<勢子船力>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32559]	捕鯨船雛形<網船力>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32563]	漁船雛形<持双船力>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32564]	漁船雛形<持双船力>	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33544]	捕鯨船網<捕鯨元網模型>	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[10893]	捕鯨船具 勢子船取棍下櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33425]	捕鯨船具 勢子船取棍中櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33426]	捕鯨船具 勢子船前櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33427]	捕鯨船具 勢子船合櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33428]	捕鯨船具 勢子船面棍下櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33429]	捕鯨船具 勢子船取棍中櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33430]	捕鯨船具 勢子船八丁櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33420]	捕鯨船具 網船櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33421]	捕鯨船具 網船合櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33422]	捕鯨船具 網船前櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33423]	捕鯨船具 網船脇櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[33424]	捕鯨船具 供櫓模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32574]	捕鯨船具 ナカエ丁模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32575]	捕鯨船具 テガタ包丁模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	資料名注記なし
	[32576]	捕鯨船具	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	資料名注記なし
	[32577]	捕鯨船具 カマド模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32578]	捕鯨船具 フマエ模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32579]	捕鯨船具 フマエ模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32580]	捕鯨船具 フマエ模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32581]	捕鯨船具 水樽模型	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32582]	捕鯨船具 炊桶模型	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[32583]	捕鯨船具 シラセ桶模型	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[32584]	捕鯨船具 炊桶模型	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[32585]	捕鯨船具 アカ取模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[32586]	捕鯨船具 アカ取模型	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	
	[32587]	捕鯨船具 勢子船水桶模型	1883 年 1 月	< 高知県安芸郡津呂村 >	津呂捕鯨会社	有	
	[32588]	捕鯨船具 帆	< 1883 年水産博覧会出品 >	< 高知県安芸郡津呂村 >	< 津呂捕鯨会社 >	有	資料名注記なし、他備品と共通の木札有
	[33540]	網<小罾網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	新潟県西頸城郡竹花村	< 金子甚助 >	有	
	[68884]	網<極楽落し網模型>	< 1883 年水産博覧会出品 >	福井県大飯郡高濱塩土町	< 土冢七郎右衛門 >	有	
	[35412]	< 寒天 >	< 1883 年水産博覧会出品 >	京都府犬甘野村	< 名倉宗太郎 >	-	「昆布品 青森県」のラベルも付属
	[35413]	< 寒天 >	< 1883 年水産博覧会出品 >	京都府犬甘野村	< 名倉宗太郎 >	-	
	[35414]	< 寒天 >	< 1883 年水産博覧会出品 >	京都府犬甘野村	< 名倉宗太郎 >	-	

他府県出品物

出品者	HUNHM No	標本名	採集日(和暦)	採集地	製作・出品者	出品解説書	備考
他府県出品物	【35415】	<寒天材料テングサ>	< 1883 年水産博覧会出品 >	志摩<京都府犬甘野村>	<名倉宗太郎>	-	
	【35416】	<寒天材料テングサ>	< 1883 年水産博覧会出品 >	紀伊<京都府犬甘野村>	<名倉宗太郎>	-	
	【35417】	<寒天材料テングサ>	< 1883 年水産博覧会出品 >	能登<京都府犬甘野村>	<名倉宗太郎>	-	
	【35418】	<寒天材料テングサ>	< 1883 年水産博覧会出品 >	伊豆<京都府犬甘野村>	<名倉宗太郎>	-	
札幌県出品	【32566】	昆布取舟雛形	< 1883 年水産博覧会出品 >	札幌県日高三石村	<小林重吉>	-	
	【33246】	日高国三石郡姫布村刻昆布製造所真形	< 1883 年水産博覧会出品 >	<札幌県日高三石村>	<小林重吉>	-	
札幌県庁出品	【6804】	アワビの発生標本	< 1883 年水産博覧会出品 >	<札幌県後志萩津>	内村鑑三<札幌県勸業課>	有	
	【15879】	アワビの発生標本始末書	< 1883 年水産博覧会出品 >	<札幌県後志萩津>	内村鑑三<札幌県勸業課>	有	
	【33252】	管内各郡水産図	< 1883 年水産博覧会出品 >	<札幌県後志萩津>	<札幌県>	-	
	【33341】	石狩川河口の鮭魚の図	< 1883 年水産博覧会出品 >		<黒野雄繁南力>	-	
	【33342】	小樽高嶋の鱈魚の図	< 1883 年水産博覧会出品 >		<黒野雄繁南力>	-	

付録 1

北海道立文書館簿書 7898「明治十六年 水産博覧会出品解説書 各府県ノ部」所収の出品解説書のうち、HUNHM 所蔵資料に該当するものの内容を以下にまとめ、資料の背景情報として紹介する。

(1) 寒天【35412】、【35413】、【35414】、テングサ【35415】、【35416】、【35417】、【35418】(図 17)

出品主：京都府管下丹波国南桑田郡犬甘野村 名倉宗太郎

物名：寒天 狸々海苔

産地：志摩 伊豆 土佐 紀伊 伊予 豊後 日向 加賀 能登 隠岐等各国ノ石花菜ヲ用ユ

製造場：京都府下丹波国南桑田郡犬甘野村及神地村

製造并保存：毎年九月中旬ヨリ十二月下旬迄凡日数百余日間清流ノ川へ石花菜ヲ運搬シ、其所ニアル石臼ニテ搗クコト三四百杵(石花菜ノ善悪ニ依リ杵数ノ不同アリ)、搗終テ水中ニ設置シタル大籠(指渡シ四尺深サニ尺三寸位)ニ入レ浸シ大杓ヲ以テ之ヲ攪拌シ、砂石介殻等ヲ去リ、葭簀ノ棚(則チ川ノ上類ニ調整シタル棚ヲ云フ也)ニ載セ水ヲ去リ之レヲ製造場ノ棚ニ運送シ(製造場ニ用ユル棚ニシテ一般ニ葭簀ヲ陳列シタルヲ云フ)藻草ノ黒屑ヲ去リ十日若クハ二十日計リ日光ニ晒シ(多クハ夜露ヲ受ケ又ハ雨ヲ受ケルコトモアリ)、白色ニ変シ後又之レヲ搗晒スコト前条ノ如ク、而シテ四五日ヲ経テ精良ノ藻草トナル、冬至ノ前ヨリ寒中ニ及テ日数凡六七十日間ヲ製造ノ期トス、其法ハ大鉄釜(口徑四尺二三寸、釜上ヨリ三尺余ノ木ニテ拵ヘタ)エ清水(土地ヨリ湧水ナクシテ池等ノ水ヲ用ルト)拾一石ヲ入レ(コレハ一釜ノ製法ヲキハ砂石ニテコシ充分清潔ニスルヲ要ス)、釜中ニ薪火ヲ取リ出シ余燼ニテ蒸シ置キ折々糶ヲ以テ釜中ノ藻草ヲ攪拌ス、後ニ釜蓋ニ箆ヲ覆ヒ空気が釜中ニ入ラザル様注意シ午後七時頃ニ至リ又水一石ヲ加ヘ(ヨノ水ヲ加ルニ竹樋ニテリタル水一方ニ落チザル様水ノ落口ヘ糶ヲア)然シテ凡三十分間ヲ経テ大麻袋ヘ汲入レ器械ヲ以テ十分ニ絞リ上ケ袋ヨリ大船(竪四尺横二尺二寸深ニ尺三寸ノ箱ナリ)ニ垂ル、ハ数多ノ小船(竪三尺横一尺深五寸ノ箱)ヘ汲上ケ角寒天ノ如キハ小船ノ二方ノ角ヘタガヘチガヘニ幅四寸二分厚サ二寸一分ノ枕ヲ附シ(白房寒天ハ之ヲ「府(ママ)モセ」ニテ絞ル)絞淨ハ水ヲ加ヘ再煮ルコト午前四時頃ヨリ同五時頃ニ至リ式番絞リヲナス、其小船ニテ凝固セルモノヲ馬鍬(包丁ノ類一箱ノトコロテ角寒天ハ七拾二本白房寒天ハ四千四本ニ分割スル器械也)ヲ以テ分割ノ上田畑及ヒ荒蕪ノ地ニ設ケシ棚上ニ悉ク出シ並ヘ凍凝セシメルコト(則チ藻草ヲ晒ス為メニ設ケアル葭簀陳列シタルヲ云フ)凡十五六日計ニシテ(曇晴又雨等ノ都合ニヨリ品物ノ善悪及ヒ乾キ方ノ差当アリ)乾キタル上ハ悉ク寒天トナル、其存保法ノ如キハ棚上ニ凍凝セシムルトキハ暖雨ニ逢ヒ為メニ腐敗ニ陥ルト雖トモ乾キシ上ニテ寒天トナルトキハ数年ヲ経過スルモ決シテ腐敗ニ傾クコトナシ

赤染寒天ノ如キ其製法ハ清水式斗ヲ釜中ニ入レ午前七時頃ヨリ焚キ水ノ沸騰スルニ從ヒ「スヲ」一斤目方二百三十目、黄皮八十五匁ヲ調合シ釜中ニ入レ正午十二時頃迄焚キ、之ヲ桶中へ汲上ケ塩氣又ハ滓ノ桶中ニ入ラザルヤウ注意シ其滓ニ前条ノ如ク水ヲ加ヘ再煮ルコト及ヒ桶中ニ汲上ルハ前同様ニシテ之レニミヤウバン一斤ノ七分ヲ加ヘ(是等ハスヲ一斤ヲ用ヒテ其製法ヲ示スモノナレ)、約ニテ桶中ヲ充分攪拌シ終テ直チニ蓋ヲナス後日数三十日間ヨリ四十日間其俣ニ据置トキハ其スヲノ澄ミ得ルコト明ナリ、其スヲヲ鹽又ハ木ニテ作りタル小船ニ入レ白寒天ヲ染(白角寒天ナレハ充分絞リ之ヲ葭簀ニ並ヘ一日ニ二回乾シ上ケルナリ、白房寒天ハ絞リヲ要セズ)テ赤染寒天トナスモノナリ

狸々海苔ノ如キハ加賀、能登、越中ヨリ産スル頭髮草ヲ以テス、其晒方ノ如キハ前条解説ノ如ク其染方等前条寒天ト同一ニシテ乾キシ後チヲ狸々海苔ト云フ(一名紅海苔ト云フ)其保存ノ如キハ白寒天ト同様腐敗ニ傾クコトナシト雖トモ年ヲ経レハ赤色ノ変スルアリ

製造ノ沿革：此製法ハ何ノ頃何国何某ナルヤハ詳カナラズト雖トモ当丹波国ニ於テハ天保十一年当年南桑田郡牧村ニテ黒田故又兵衛ナル者初テ製造職開業ス、後追々近傍各村ニ同業ノモノ増加セリ、而シテ明治十年迄ハ午前一時ヨリ一番絞ヲ始メ同七時頃ヨリ二番絞リヲナセシガ十一年ヨリ一番搾リ午後八時ヨリ始メ、二番絞リヲ午前五時ヨリナスヲ以テ寒天ノ凍凝モ宜シク且一終日ニ備一人半ノ手間ヲ省ケリ、是レ全ク黒田又次郎ノ実験ニ出ルナリ、又石花菜ヲ搗クニ傭人ヲ省カン為メ明治十年ヨリ同十四年迄水車ヲ以テ行ハンコトヲ故父名倉織三發明セシカ石花菜ヲ石臼ニテマセルニ不同アリシヲ以テ本年(明治)ヨリ従前ノ如ク人力ニテ搗ケリ、又タ製造開業以來明治十年迄譬ヘハ式釜ヲ焚クニ釜ヲ左右ニ設ケ二方口ヨリ焚キ一昼夜其用ユル薪凡目方二百貫目ヲ費シ、明治十一年ヨリ是法ヲ改良シ二釜ヲ直ニ並ヘカマド奥ニ烟出ヲ設ケ一方口其口ニフタヲ用ヒ薪ヲカマドニ入レル毎ニ其蓋ヲナセシヨリ一昼夜薪ノ減スルコト凡目方百十貫目ナリ又釜中ノ水沸騰スルモ一時間余早シ、是全ク故織三ノ実験ニ出ツルナリ、追々近傍此法ヲ設ケリ

製造器械：大鉄釜 腰木 大木蓋 ■(本ニテ作りタルモノ) 大船 小船 大麻袋 木押蓋 木大棒 掛石 大杓 糶 請板 木枕 手提ケ箱 手桶 包丁 馬鍬(鉄或ハ真鍮ニテ作りタルモノ) 杭 大葭簀 葭 小葭簀 竹 荷籠 碓 石臼 水桶 大籠 大サラヘ 稟木 三木 筒

効用：菓子ニ製シ又衣服ニ引テ光沢ヲ出サシメ或ハ夏日食用トシテ暑渴ヲ凌ク

狸々海苔ノ及ヒ染寒天ノ如キハ何レモ料理ニ用ユ

営業履歴：天保十五辰年 祖父三左衛門ヨリ代々此業ヲ営ム



図 17a. 寒天【35412】



図 17b. 寒天【35413】



図 17c. 寒天【35414】

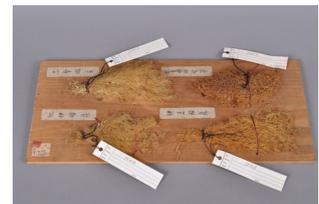


図 17d. テングサ【35415】～【35418】

産出高総計：(略)

代価高総計：(略)

褒賞：明治十四年三月第二内国勸業博覧会へ出品シ凍瓊脂（晒白凍結共ニ其度ニ適シ品位佳良ナリ而シテ販売ノ多キヲ見ル頗ル嘉ス可シ）ノ褒状ヲ賜ハル

審査請求ノ主眼：従来ハ釜中ノ煮タル藻草絞リ方ノ如キハ午前一時ヨリ凡三時間ニ其絞リヲ成ス、之レヲ改良シ午後八時頃ヨリ絞リヲナスノ方法ヲ設ケシニ因リ寒天ノ凍凝モ至テ宜シ且従前ニ比較スレハ平均一終日ニ雇人半ノ手間ヲ省ケリ、又寒天ヲ製造スルニ譬ヘハ式釜焚キニテ一昼夜其用ユル薪従来目方式百貫目ヲ費セリ、是ノ法ヲ改良シ式釜ヲ直ニ並ヘ一方口ヨリ焚キ之レニ蓋ヲ用ヒ（カマト奥ニ煙出ヲ設ケ）一昼夜其薪ノ減スルコト目方百拾貫目ニシテ水ノ沸騰スル一時間余早シ藻草ノ煮ヘ至テ宜シク寒天ニカヲ有テ、又販売大ニ利ヲ得タリ

(2) 捕鯨船模型【32558】、【32559】、【32563】、【32564】(図18)

捕鯨船模型備品【10893】、【32574】～【32588】、【33420】～【33430】、【33544】

出品主：高知県管下土佐国安芸郡津呂村下三百五十一番地 津呂捕鯨会社

物名：勢子船

製造場：高知県下土佐国安芸郡津呂捕鯨会社構内ニテ製造ス

製造法：用材杉榿檜ニテ舳艫長サ四丈七寸幅六尺八寸ノ尖長形ニ造リ、荏油或ハ鯨油ニ顔料〔即唐白粉末朱緑青群青石黄灰墨等〕ヲ混和シタルヲ以テ船ノ全面ヲ彩塗シ鹹水ノ浸入ヲ防ギ鯨鯨ノ疾走ヲ追撃スルニ進退輕便ナルヲ要ス、工人ハ往古ヨリ捕鯨会社ニ扶持スル所ノ者アリ俗ニ之レヲ捕鯨棟梁ト云フ、自ラ世襲スル所ナリ、毎歲秋日修覆或ハ新造ノタメ許多ノ工人ヲ雇入ルハト雖トモ皆此棟梁ノ指揮ニ任ス、用材細目左ノ如シ

- 一 瓦^{カハラ}〔方言〕即船底榿長二丈二尺二寸中式尺五寸厚二寸
- 一 立木^{タテギ}〔方言〕即舳尖榿長壹丈七尺三寸中壹尺壹寸厚二寸五歩
- 一 戸立^{トダテ}〔方言〕即舳榿長四尺中貳尺四寸厚壹寸二歩
- 一 船梁^{フナバリ}〔方言〕長七尺方二寸横柱拾四本
- 一 カヅキ并ニ柵〔方言〕杉長三丈三尺厚一寸ノ板九枚
- 一 五尺^{ゴシヤク}〔方言〕長七尺厚八歩檜板拾枚
- 一 檣床^{ロドコ}〔方言〕松長壹丈方二寸四歩柱五本
- 一 梶床^{カヂドコ}〔方言〕松長七尺中壹尺一個

内

- 一 丁長壹丈四尺五寸巾五寸二歩厚三寸二歩
- 三 丁長壹丈三尺二寸巾四寸五歩厚二寸八歩
- 四 丁長壹丈三尺二寸巾四寸五歩厚二寸五歩
- 一 櫓腕^{ロウデ}〔方言〕榿製八丁

内

- 壹 丁長六尺八寸巾厚二寸五歩
- 三 丁長六尺五寸巾六寸五歩厚二寸
- 四 丁長六尺五寸巾五寸五歩厚一寸八歩

使用法：同形船十五艘アリ、每一艘乗組人員十二人内一人波座士^{ハザシ}ト称ス即船長ナリ、夫レ波座士ナル者ハ漁民中骨力人ニ勝ギ水練其妙ヲ得識智亦他ニ超エタル者ニ非スハ能ハズ、必竟数十間ノ波濤ヲ隔テ■（金+守）ヲ以テ鯨身ヲ射撃シ且波ニ潜テ激鯨ヲ網縛スルヲ以テナリ、抑モ波座士ヲ撰挙スルハ營業中第一ノ要領ニシテ実ニ獲漁ノ多寡ハ其撰挙ノ良否ニ係レリ故ニ該撰挙ハ会社員総會議ヲ以テシ其他数百名ノ水夫ハ皆此ノ波座士ノ自由ニ使役スル所ナリ、將タ十五艘ノ船ニ階級アリ、其一番ヲ白船ト云イニ番ヲ桃色ト云フ、此波座士即チ船長ヲ特稱シテ沖作配ト云イ此船ヲ呼デ沖配船ト云フ、陸ニ数箇所ノ遠見所アリ山見ト唱フ、之レ望遠鏡ヲ以テ遊鯨ヲ数里ノ外ニ見出シ目標ヲ掲ケテ何鯨（脊美鯨・坐頭鯨・長須鯨・兎鯨・鰯鯨・能曾鯨・ノ種別）ノ来ルヲ海面上ニ示シ且海上漁業ノ時宜ヲ誤ラサラムル所ナリ、于時山見ヨリ目標ヲ掲ケテ何鯨ノ来ルヲ示シヤ此二艘ノ沖作配ハ直チニ各船ヲシテ数拾町ノ間ニ散置セシメ、予テ通鯨ノ線路ヲ計リ網ヲ湾形状ニ布置セシメ遊鯨網ニ近ツケハ各船ヲシテ声ヲ発シ石ヲ投シ或ハ舳ヲ擲キ鯨鯨驚駭疾走以テ網ニ罹ラシメ各船争テ■（金+守）ヲ投射シ稍々鯨力ノ衰ヲ待ツテ追ツテ劍ヲ投シ既ニ死ニ近ツケバ下タ波座士〔即チ之レヲ裸組ト云フ〕ヲシテ刀ヲ口ニシ網ヲ手ニシテ鯨身ニ迫リ之レヲ網縛シテ持テ双船ニ束搦シ以テ陸地ニ運搬スルニ至ルマデ皆此二艘ノ指揮ニヨラザルハナシ、皆此二人ノ計畧ニ出テザルハナシ、若シ其時宜ヲ誤ルトキハ特リ營業ノ得失ニ干係スルノミナラズ彼ノ網縛ノ如キハ急ナルトキハ担当者〔即チ下波座士〕ノ身命ニ係リ緩ナルトキハ鯨身忽チ波底ニ沈ミ亦如何共スル能ハス、之レ併シナガラ該營業ノ骨子ナリ其七番ヲ納家船ト云フ、水手ハ特別ニ強壯ノ者ヲ撰挙シ進退他船ニ超エテ輕便ナラシム、該船ハ時アツテ社員ノ乗船トシ実地ニ就テ漁民ノ精不精ヲ査糺シ及ビ業状ノ当否良拙ヲ視察シ以テ後來ノ改良ヲ計ルニ供用ス然レトモ平時ハ尋常勢子船ト異ナルコトナシ、即チ本県安芸郡最御崎同シ幡多郡蹠蹠岬ノ兩近海ニテ使用ス

効用：波間ヲ盪進シテ迅鯨ヲ追迫スルニ頗ル疾速ナリ

物名：網船

製造場：前勢子船ト同シ

製造法：用材杉松檜樫椎等ニテ舳艫長四丈四尺三寸中八尺五寸ノ扁平状ニ製造シ積数ヲ多量ナラシメ且ツ堅牢ニシテ耐久ナルヲ要旨トス、製造人ハ勢子船ト異ラズ用材細目左ノ如シ

- 一 瓦^{カハラ} 松長二丈八尺五寸中三尺厚三寸五歩
- 一 立木^{タテギ} 松長一丈四尺中一尺二寸厚五寸五歩
- 一 戸立^{トダテ} 松長五尺六寸中三尺八寸厚二寸五歩
- 一 船梁^{フナバリ} 松長九尺方七寸ノ柱八本
- 一 「カヂキ」并ニ柵 杉板長三丈八尺厚一寸六歩
- 一 檣床^{ロドコ} 松柱長壹丈壹尺方四寸一本
- 一 梶床^{カヂドコ} 松長九尺中壹尺二寸壹本
- 一 帆檣^{ホバシラ} 檜長三丈二尺方四寸五歩壹本
- 一 帆桁^{ホケタ} 檜長壹丈七尺周邊八寸ノ円柱壹本
- 一 梶^{カヂ} 檜長壹丈四尺中二寸五歩
- 一 檣^ロ 樫製四丁

内

式丁長壹丈七尺中五寸八歩厚三寸五歩

式丁長壹丈五尺五寸中五寸式歩厚三寸式歩

- 一 檣腕^{ロウデ} 椎製四丁

内

式丁長六尺八寸中九寸五歩厚二寸八歩

式丁長六尺五寸中八寸厚式寸五歩

使用法：同形状船十二艘每一艘乗組人員八名各船ニ波座士即船長ヲ置クコト前記勢子船ト異ナラズ、網船モ亦階級アリ、其一番ヲ赤紋ト唱エ二番ヲ黒紋ト云フ、此波座士ヲ沖配ト称ス、沖配ノ職トシテ網ヲ布置スルノミ、凡ソ網ヲ網代ニ布置スルニ巧拙アリ、鯨魚泳行ノ緩急ヲ斟酌シ湖水ノ動静ヲ計リ或ハ拙速ヲ要スルアリ、若クハ巧遅ヲ取ルアリ皆沖作配ノ計画ニ出ヅルナリ使用所ハ前勢子船ト同シ

物名：持双舟

製造場：前記勢子船ト異ナラズ

製造法：前記網船ト異ナラズ

使用法：同形状式艘毎壹艘乗組人員九人内壹人波座士ヲ置クコト他船ト異ナラズシテ其波座士ノ職分ハ勢子船下波座士ト同ジ、該船モ又勢子船ト一般■（金＋守）劍等ノ利器ヲ使用シ鯨魚死ニ近カヅケバ式艘連併シ船腹ニ横柱ヲ渡シ鯨魚ヲ両艘ノ間タニ引附シテ此横柱ニ密縛シ勢子船数艘鯨魚ノ大小ニ因リテ差違アリ、先漕シテ之レヲ陸地ニ運コブ、其横柱長五丈四尺五寸中央直径九寸ナリ之レヲ持双柱ト云フ

効用：重量ノ大魚ヲ縛付シテ波間ヲ行盪シ敢テ損傷セズ

物名：鯨網

製造場所：前同段

製造及ビ保存：芸州太田芋ヲ以テ製ス、其壹張ノ垂径九丈網目一節ノ間長式尺三寸強ニシテ其壹張ノ量目式拾貳貫ナリ、其下辺ニ足前ト唱フル苧麻製ノ網アリ、垂径三丈六尺量三貫ナリ之レ海底ニ沈付スル所ナリ、毎歳秋候凡使用高ノ四分ノ一即二百三拾五張ノ五拾張乃至六拾張ヲ新製シ古網ト共椎皮ノ煎煉湯ニテ数回之レヲ漬染シ鹹水イタメニ腐敗スルヲ防キ毎歳立冬ノ比之レヲ十二艘ノ網船ニ配付シ翌年立夏ノ頃営業引揚ノ上綱ヲ十二日間河水ニ浸シ一周日光ニ乾燥シ而之ヲ貯藏シ秋候ヲ俟ツテ亦前記ノ如クス、五年間損敗セズ

使用法：網高式百參拾五張ヲ網付船拾二艘ニ配積シ、鯨魚来レバ之レヲ網代ニ配布ス配布方自ラ順序アリ、中央ノ湾曲シテ四重ニ布置タル所ヲ四枚ノ囊ト云イ鯨魚海岸ニ添ジテ逃レントスレバ機ニ応シテ之レヲ妨タゲルヲ地ノ切ト唱エ沖ノ方ニアリテ同ジク其逃クルヲ防グヲ沖ノ切ト唱フ之レ皆波座士即船長ガ時宜ノ計畧ニヨル

効用：鯨鯨之レニ触レテ働作自由ナラシメ而シテ擊殺ノ術ヲ容易ニ施サシムルニ甚便要ノ具ナリ

（以下小備品解説略）

営業履曆：創業ノ年曆且漁具等ノ況状不詳、只網ヲ用イズシテ獲漁シ来リシニ天和二年当時営業頭本多田吉左右門ナル者紀州熊野浦ニ遊歴シ該地捕鯨状況ヲ実驗シテ其便益アルヲ確認シ、同三年諸器具ヲ改製シ業状ヲ一変スルニ至レリ、次テ貞享二年業体分裂シテ浮津組津呂組ノ兩派トナリ本県安芸郡最御崎幡多郡嵯陀岬ノ兩近海ニテ各年交番ヲ以獲漁セリ、亦後営業頭本屢同變更シ去ル明治十一年高知県庁達捕鯨取締仮規則ニ因リ現時ノ組合結合ヲ以テ営業スルニ至レリ

使用高總計：壹ヶ年使用高勢子船拾五艘網船拾二艘持双船式艘合計貳拾九艘毎歳三艘乃至四艘ヲ新造ス、鯨網貳百三拾五張毎歳五拾張乃至六拾張ヲ新造ス、■（金＋守）劍百廿本毎歳凡ソ五拾本ヲ製造ス

代価高總計：一ヶ年使用代価貳万二千七百貳拾四円毎歳凡ソ金五千五百円ヲ弁費ス



図 18. 捕鯨船模型【32564】
持双舟カ

審査請求ノ主眼：捕鯨営業ノ儀ハ其資本許大ナラズト雖トモ其関涉甚広ク只ニ津呂村八百戸ノ生活ニ干スルノミナラズ近隣諸村因テ以テ活計ヲ立ツルモノ亦甚ダ多シトス、即チ現時從事ノ漁民三百人陸係即魚切山見其他職人等四拾七人計三百四拾七人共ニ捕鯨従事組合ト唱へ会社ヨリ之ヲ扶持シ殆ント世襲ノ如シ、許多ノ過失アルニ非ザレバ容易ク之レヲ陟黜セズ其家族千有余人皆此捕鯨業ヲ以テ生活ス、然リ而シテ鯨肉ヲ売買スルニ捕鯨商人ト唱エ市場立ヲ以テ千円ノ鯨肉ヲ売買スルモノハ拾九名亦小売物商人ト唱エ千円ノ鯨肉ヲ売買スルモノ百二拾余名其他諸職人ヲ雇入スルーケ年凡千人役勞力日雇ヲ雇役スル同シク千人ヲ下ラズ、随テ消費雑品亦甚多シ、其最モ要求スベキモノハ米穀一ケ年分買入高千石余酒百余石薪掛目凡十二万貫ナリ、其余明松諸器具等ノ消品不詳其酒米ハ過半大坂兵庫等ヨリ直接購求スト雖トモ他品ハ概シ近村産出或ハ近村人ノ出糶ニ係レリ

前書解説ノ研々相違無之候也

明治十五年十一月廿六日

津呂捕鯨会社

「出品解説書」には津呂捕鯨会社出品物の解説書がほぼ同内容で2通綴じられているが、1件目のみを掲載した。

(3) 大敷網模型【33542】

出品主：福岡県庁

物名：大敷網一条 但十分一雛形

製造者：姫島村 森政助 吉村増五郎

附属：側網 一尺五寸

碇網 一尺五寸

大目 一眼

八寸目 四眼

四寸目 九眼

織子 一尺五寸

壁網 一眼

モジ 一尺五寸

産地：県下筑前国志摩郡姫島村

使用法：本品構造ノ原状ハ該雛形及ヒ漁業法冊ニ参照シ会理了得スヘキヲ以テ之レヲ略シ于茲使用方法ヲ説述スヘシ、陰曆二月中旬ヨリ同七月中旬迄一季トシ又タ同八月初旬ヨリ同十一月中旬迄一季トシ是ノ二季ニ限り之レヲ使用スルモノトス、其ノ位置ハ海岸ヨリ凡ソ一町以外ノ暗礁ニ沿ヒタル平砂ノ海底ニシテ深サ十三尋内外ヲ適当トス、先ツ岸晴穩波ノ日ヲトシ「アサキ」ト「台碇」ヲ据ヘ込ムコト第一ノ要訣ニシテ該網ヲ維持擁護スル器具タリ「アサキ」トハ水戸口ヨリ第十一番目ノ浮標ニシテ地ト沖トノ二様アリ「地アサリ」ハ陸近ク「沖アサリ」ハ沖合ニ卸スモノニシテ周囲八寸以上長一丈五尺ノ竹二十二本（ママ）ヲ縛約シタルモノニシテ該一個二千斤以上ノ石碇四苞ヲ卸シ該二苞ニ一網ヲ付シ「アサリ」左右ニ一ツツヲ繫付シ其ノ流動ヲ護ス、「台碇」ト云フハ水戸口「台浮標」（是ノ浮標ヲ方言「台」ト云フ其碇区即チ水戸ヲ護スル必要ノ「浮標」ニシテ一丈五尺ノ竹三十六本ヲ縛約スルモノ）ニ付ルモノニシテ八百斤以上ノ石碇二苞ニ網一條ヲ付シ都合石碇八苞即チ網四條ヲ要ス、其二条ハ「台」ノ左右ニ他ノ二条ハ「台」ノ網ニ卸シ単ニ「台」ヲ維持スルモノトス、今茲ニ据ヘ込ムモノハ碇四苞ニシテ他ノ四苞ハ「台」ト一併ニ卸スモノトス

其ノ手續タルヤ五人乗りノ漁舟五隻ヲ装ヒ其ノ四隻ニハ碇石ヲ積ミ込ミ外一隻ハ手舟ト唱フ「アサキ」並ニ碇網其他小繩等ヲ積ミ一同漁場ニ漕出テ「地アサキ」ヨリ「沖アサキ」ト海中ニ投シ（地アサキ沖アサキ中間距離四丁五間ヲ率トシ）該アサキヨリ七十一間（是ノ中間距離甚タ緊要ナルヲ以テ「アサキ」ヨリ七十一間ノ小繩ヲ挽キ其ノ差違ナキヲ注意シテ台碇ヲ卸）陸ニ沿ヒ洋ニ向ツテ台碇四苞ニ網二條ヲ繫付シテ之レヲ沈メ置ケヘシ（網一條ニ碇石二苞ニ付ス）、然リ而シテ他日更ニ岸晴ヲトシ（玄界洋ニ接シ常ニ穩波少キヲ以テ是ノ如ク岸晴ノ日ヲ撰ムニ注意ス）五人乗りノ漁舟五隻ニ側網並ニ碇網碇石等夫夫適宜ニ積ミ込ミ先ツ「アサキ」地方沖合トモニ側網ヲ繫キ延ヒテ台碇ノ網ニ緊約シ「台」（前証文ニ詳説スル浮標ナリ）ヲ卸シ側網ニ繫付シ又タ更ニ石碇二苞ツツ「台」ノ左右ニ卸シ各自一條ノ網ヲ以テ「台」ニ結付シ以テ其ノ流動ヲ護ス、夫ヨリ順序ヲ追ヒ側網ニ沿フテ碇石ヲ卸シ其碇網ヲ側網ニ繫付スヘシ、是ニ於テ敷網ノ区画始メテ置シ即チ敷網ノ水戸口ヲ「台」ヨリ左右ニ開ク側網第一番ノ浮標ニ結ヒ付ケ、二隻ノ舟ヲ最合ヒ順々配ヘ込ムニ随ヒ他ノ舟ハ左右ノ側網ニ沿フテ網縁ヲ側網ニ結ヒ付ケ壁網袖網ト配ヘ了ルナリ、而シテ其ノ繰リ上ケノ手續キハ潮ノ盈虚ニ随ヒ魚ノ網中ニ入ルヲトシ三人乗りノ漁舟四隻ヲ装ヒ（各自遺繩一條ツツヲ用意ス、長寸凡ソ七十間余ナリ）二隻ツツ、左右ノ「側網」ニ沿フテ「挽キ網」網口ヲ換リニ「遣繩」ノ端緒ヲ結ヒ付ケ置キ而メ「挽キ網」ヲ繰リ上ケ四隻モ網口四ヶ所ニ分派シテ網中ヨリ網口ヲ執リ順々網眼ヲ拾ヒ且ツ上ケ且沈メ「遣網」ヲ延キ漸々水戸ニ向テ進行シ、既ニ水戸口ニ至ルヤ二隻ノ舟ハ該口左右ニ沿フテ袋網ヲ繰リ上ケ羅レル魚ヲ捕エ他ノ二隻ハ直チニ遣繩ヲ挽キ（舟ノ速力ヲ助メニ）網口ニ戻リ魚ノ出入ヲ認メ復メ繰リ上ケノ用意ヲナシ他ノ二隻（水戸口ニ在リ）ノ至ルヲ待チ受ケ最前ノ手續ト抛リ之レヲ使用ス、但魚族集散出入ノ都合ニ随ヒ一昼夜凡ソ三四回乃至十四五回ニ至ルコトナリ、一季中常時之ヲ使用スルコト是ノ如クス、其ノ袋網ノ如キハ二様ヲ備エ便宜交換互用シテ其腐敗ヲ禦クモノトス、其捕魚ハ鱈鮭田作「カナキ」「イツサキ」鳥賊鮪鱈鮪鱈等ニシテ其収利ハ一季中千円乃至千四百円許トス、但一條製造費凡ソ金四百五十円ヲ要ス

効用：本品ハ一次之レヲ敷キ込ムヤ百日乃至百五十日許海中ニ沈底セシムルヲ以テ、使役費用其ノ状大ナル割合ヨリ少クシテ且ツ囊網ヨリ外ハ都テ葉繩製ナレハ（本品雛形等繩ヲ用ユルハ葉繩ニテ調整スベカラサルヲ以テナリ）造費モ亦タ多カラス而シテ其ノ羅魚ノ如モ細大漏ラサス利獲アルヲ覺フ

營業履歴：今ヲ距ル六十年前本村須田文七ナルモノ長州小串村ニ寄留シ適々該網ヲ使用スルヲ見、文化八年間ヲ以テ歸村シ之レヲ模製試用スト雖モ俣々不完全ニシテ充分其ノ効ヲ見サリシカ、漸次之レヲ補修シ輒近森政助吉村増五郎等相議シテ一層規模ヲ大ニシ復タ改良ヲ加ヘ今日ニ至ル、漸ク本品ノ装置ヲ整理シ其効用ヲ奏スルヲ覺タリ、是ノ際日々々苦心研究シテ其工夫ヲ費スコト亦タ少ナカラスト云フ

使用高統計：一ケ年使用高四條

因ニ日本村東西二ヶ所該網ヲ使用スヘキ漁場アリ、故ニ東網西網ト唱ヘ東網ハ森政助之レヲ總理シ外十三名之レニ附属シ、西網ハ吉村増五郎之レヲ總理シ亦タ他ノ十三名ヲ附属ス、而シテ東西隔年交代ニテ漁場ヲ換用シ各自一季中ニ該網一條ツヽヲ使用ス、故ニ二ヶ所ニテ二季ニ四條ヲ使用スルモノトス、但シ之レヲ總理スルモノハ土俗呼テ大工ト唱ヘ然ル上ハ該大工大敷網一切ノコトヲ管理シテ臨機使用法ヲ所弁シテ指揮ヲナストキハ皆之レニ服従スト云フ

代価高總計：一ヶ年使用代価凡ソ金千八百円、但一條製造費凡ソ金四百五十円トス

審査請求：改良

利獲：但各浦使用スル所ノ漁網其装置数十様アルト雖就中是ノ大敷網ノ如キハ是モ巨臂ニ居リ其妙働活用殊ニ見ルヘキモノアリ

前書解説之件々相違無之候也

明治十六年一月

福岡県庁

農商務省

農務局 御中

(4) 極楽落網模型【68884】(図4)

出品主：福井県下若狭国大飯郡高浜塩土町

土家七郎右衛門

物名：極楽落シ網模造

産地：福井県下若狭国大飯郡高浜塩土町

使用法：灘ヨリ二十間斗沖ヘ長サ二十四尋巾十尋ノ網ヲ張出シ、網ヲ垣ニシテ其先キニ四方ヘ碇ヲ張りテ極楽落シヲハメ、漁夫一人ニテ使用ス

効用：鱈鯨青リ鳥賊等ヲ得ル便利ニシテ昼夜張詰凡六時間^マ徑^マテ引上ルナリスレバ魚ヲ得ル、尤モ四季何時ヲ不撰用ユルナリ

営業履歴：慶応年中ニ自身ニテ發明セシモノナリ

使用高總計：一ヶ年使用高一張、但三ヶ年使用スルニ付一ヶ年割合三分三厘

代価高總計：一ヶ年使用代価金拾五円、但右同言一ヶ年金五円

前書解説之件々相違無之候也

明治十五年十一月二日 出品人

土家七郎右衛門

(5) 漁船模型【32560】(図19)

出品主：嶋根県下出雲国秋鹿郡江角浦総代

安達長右衛門

青山和七

物名：漁船(原形凡ソ二十分ノ一)

産地：同浦製

使用法：漁人四人乗り組ミ葎帆及ヒ櫓四挺ヲ以テ一順風ノトキハ帆ノミヲ用ヒ遠キハ二十里近キハ一里計リノ海面ニ於テ使用ス、鯛釣ニ甚タ便利ニシテ順風ノトキハ一日三十里ヲ走ラセ且ツ側面ノ風ハ却テ追手ヨリモ良トス、是レ其ノ構造方ノ巧妙ニヨルナリ

営業履歴：従来製造及ヒ使用ス

使用高總計：凡ソ壹ヶ年間ヲ保ツ

代価高總計：壹ヶ年ニ割リ一ヶ年金拾壹円六拾六錢七厘ナリ

前書解説之件々相違無之候也

明治十五年九月 出品人

安達長右衛門

青山和七



図19. 漁船模型【32560】

(6) 四ツ張網模型【33545】

出品主：嶋根県下出雲国秋鹿郡魚瀬浦

村松卯兵衛

村松柳右衛門

物名：四ツ張網雛形(原形百八十分ノ一)

産地：同浦

使用法：陰曆四月ヨリ六月迄ノ間船九艘二十四人乗り網之一網船五艘各二人乗りニテ網ハ一艘ニ積ミ込ム、焼入船ハ四艘ニシテ各一人乗リ既定ノ場所(凡十八丁^丁神倉)ニ至リ各錨(石)ヲ下シ(船ト舟トノ間凡九十尋^{ソノ配置下方圖ノ如シ} [図]) 繩ヲ延ヘ中央ニ集合シ網ヲ海中ニ投シ、端ニ凡ソ二十尋ノ繩ヲ付

ケ(引手ト云フ)各ソノ持チ錨繩ヲ引キ元ノ所ニ歸レハ網自然ニ海底ニ沈ムナリ、斯クテ焼入船ハ網ヲ去ルコト一町ヨリ十町マテ沖合ニ於テ各船二三町ヲ隔テ篝火ヲ網ノ中央ニ至ルヲ期シテ互ニ声ヲ羅シテ相図シ引手ヨリ急ニ網ヲ引キ一集シ網中ニアルモノヲ掬ヒ取り終レハ又タ錨繩ヲ引キ元ノ所ニ歸リ次ノ焼入船来レハ前ノ如クニシテ捕獲スルナリ

但シ網長サ百八十尋深サ二十二尋ナリ

効用：鰯^{サハ}青花魚類ヲ捕ルニ最モ宜シク一張ニ付一ヶ年捕獲高貳万七千七百貫目ニシテ是ノ内青花魚一万七千五百貫目、鰯九千六百貫目ナリ

営業履歴：祖先以来コノ業ヲ営ム

使用高総計：繩網^{ツナ}ハ一ヶ年芋網ハ三ヶ年ヲ保ツ

代価高総計：繩網ハ三十円、芋網ハ百円三ヶ年ニ割リ四十三円三十三銭三厘余

前書解説之件々相違無之候也

明治十五年九月

出品人

村松卯兵衛

村松柳右衛門

(7) 小鰯網模型【33540】(図 20)

出品主：新潟県下越後国西頸城郡竹ヶ花村

金子甚助

物名：小鰯捕獲網雛形

産地：同県下同国同郡同村

使用法：是ノ網ハ漁夫九人乗り(六人カヒカキ舟ヲ漕キ二人網投ノ用意ヲ為シ一人錨取り舟長ナリ)組漁船二網ノ引繩一方ヲ陸ニ置キ、漁夫三人ニテ是ノ繩ヲ引キ居ル、鰯ノ群集スル場所ヘ漕出シ海辺陸地ヨリ凡ソ三四丁距ル所ニ於テ漁夫二人ニテ網ヲ投シ之レニ浮木(樽製丸三尺長三尺)一個(網袋ノ浮木沈ムヲ計ルタメニ附ス)ヲ付ケ海面凡ソ二三丁計リノ場所ヘ張切り、而シテ漁船一度陸地ニ戻リ漁夫八人陸ヘ揚リ一方ノ引繩ヲ該八人ノモノ取り陸ニテ引ク、船長(方下)一名ニテ又タ空船ヲ漕キ出シ兼テ投シ置キタル網ノ袋口ノ浮木ニ手ニテ繋リ鰯ノ遁逃スルヲ防ク為メ舟ヲ扣ヘ又タ陸地ニ引揚ル景況ヲ指揮ス、該指揮ニ随ヒ引繩左右トモ一度ニ引クコトアリ、或ハ塩ノ差引等ニヨリ左右ヲ前後ニ引クコトアリ、総テ船長ノ指揮ニ随フ、陸ニテ網曳夫凡ソ三十人(左右二十五人ツツ漁夫ノ家族ニシテ大漁等ノ節ハ助手アリ一定ナラス)ニテ除々是ノ網ヲ引キ寄せ稍々磯辺ニ近クニ及ンテ漁夫十三人海水ニ入り水汲ノ為メ毀損ヲ保護シ而シテ陸ニ引揚クルナリ

効用：是ノ網ハ鰯等ノ小魚ヲ捕獲スルニハ尤モ適実ナリトス

営業履歴：古来ヨリ仕来ニシテ創業ノ年詳ナラズト雖トモ金子甚助ノ祖四代前金子甚助ナルモノ海面ハ出川ノ近キ所ナレハ泥土多キニ付兎角網中ヘ泥入り込ミ陸ニ引揚クルニ苦ムヲ種々苦慮ヲ■シ網出品雛形ノ如キ(方言金市ト云フ)沙泥除キヲ製シ、網ニ付ケ投驗スルニ果シテ引揚ノ際輕便ナリ、又タ鰯ノ捕獲モ又タ其ノ以前ヨリ多量ナリト云フ、今ニ至ルモ其ノ製法ニ依ル

使用高総計：一ヶ年使用二旒、但シ一網新造スレハ凡ソ三十年保存ス、尤モ五ヶ年後ヨリ年々取繕ヒヲ加フ

代価高総計：一ヶ年使用網二旒、但シ新造代金凡ソ六百円年々取り繕ヒ費凡ソ五十円トス、故ニ之レカ新造シタル六百円ノ三十分一ト則チ五十円ノ補修費トヲ併算スレハ一ヶ年使用価即七十円トス

前書解説之件々相違無之候也

出品人 金子甚助

(8) 謀計網模型【33543】

出品主：神奈川県下相模国三浦郡長井村

原八五郎

物名：謀計網

産地：本郡三壽町

使用法：竹竿三本ヲ網端ニ結括シ船一艘ニ五人乗組陸地ヲ距ル一里乃至二里ノ場所深サ三尋ノ海底ニ垂加シ「コマン」ト称スル餌料ヲ竹竿筒ニ盛り徐ニ網上ニ撒布ス、諸魚来リ餌ヲ食スルトキ揚テ之ヲ捕獲ス

効用：鰻鱺ヲ漁スルニ要用ナリ

営業履歴：古来ヨリ本業ヲ為ス

使用高総計：一ヶ年使用高凡二分ノ一

代価高総計：一ヶ年二分ノ一凡ソ金貳拾円

前書解説之件々相違無之候也

明治十六年一月

出品人

原八五郎



図 20. 小鰯網模型【33540】

(9) 按線網模型【33546】(図 21)

出品主：神奈川県下相模国三浦郡長浦村

長浦村

物名：按線網

産地：同村

製造場：本村漁者各自宅ニ於テ製造ス

原料：麻 桐樹 棕櫚 鉛 藁

製造並保存：麻ヲ紡績シテ最初一筋繰リトシ其二筋ヲ一口ト為シ是製糸ノ大略ト云フ、而シテ網目五寸ヲ十四網ニ製ス、其ノ長寸一反十尋ニ定ム米十尋十反ハ一艘用具ナリ、是ノ長寸百尋ナリト雖トモ三十尋ノ割込アルヲ以テ七十尋ニ減少ス、如是モノ二個ヲ一使用具ト為ス、即チ百四十尋ニ至ル、而シテ桐樹ハ一尋三個、鉛錘ハ一尋二個各々網ノ上下ニ分附シテ浮標或ハ沈量ト為ス、其保存ハ凡ソ四十ヶ年ニシテ損シ敗ス

製法沿革：往古ヨリ従事スルト雖トモ發明改良等ノ蹟ナシ

使用法：船三艘ニ毎七人乗組ム、然レトモ其一艘ハ漁具船ナリ、故ニ二艘ニテ二個ノ網ヲ垂加シ左右両方ヨリ繞囲捕獲ス

効用：鱸 鱈等ヲ捕スルニ効アリ

使用高総計：一ヶ年凡四分ノ一

代価高総計：一ヶ年四分ノ一、一ヶ年凡ソ金四百円弱

前書解説之件々相違無之候也

明治十六年一月 出品人

長浦村

(10) ササリ網模型【33541】

出品主：神奈川県下相模国足柄下郡国府津村

飯島善助

石塚平兵衛

物名：サハリ網

産地：同県下同国同郡同村

使用法：第一区一類出品大津又次郎七目網ニ同シ、則チ又次郎七目網ノ使用解説ハ漁船一隻ヲ用ヒ海底深サ三十尋又四十尋ノ所ニ至リ山上或ハ岸頭ノ樹木ヲ目標トナシ之レヲ左右ニ見テ網ヲ下シー夜ヲ経過スレハ通過スル所ノ魚頭ヲ貫キ遁レ去ル能ス、翌朝ニ至リテ網ヲ上ケ之レヲ捕獲スヘシ、又是ノ網ハ海底ニアリテ魚ノ通路ヲ遮ルカ故ニ浮木ハ漆樹ノ材ヲ以テシ沈錘ハ石ヲ用ユ

効用：最ニ「シヤウゴ魚」「イナダ魚」ヲ捕獲ス、七目ニ似テ稍々勝ルヘシ

営業履歴：古昔ヨリ土地ニテ使用ス年歴ヲ詳ニセス

使用高総計：一ヶ年五分ノ一、概シ網四張ヲ以テ一漁夫ノ所用トス

代価高総計：一ヶ年金貳円網四張ノ代価金四十円トシ等スレハナリ

前書解説之件々相違無之候也

明治十六年一月 出品人

飯島善助

石塚平兵衛

付録 2

北海道立文書館簿書 7898「水産博覧会一件綴込 明治十六年」-222 掲載の鮑殻見本并鮑生息上調査書出品解説書

鮑殻見本并鮑生息上調査書出品解説

出品主：札幌県勸業課

物名：鮑殻見本并鮑生息上調査書

調整履歴：鮑ノ蕃息季節ヲ知ルハ即今ノ一難題ニシテ我札幌県下ノ如キモ、南岩内ヨリ北礼文利尻ニ至ル迄沿海到ル所之ヲ産シ歳々輸出ノ額ハ遠ク他府県ノ右ニ出ツ、然ルニ当道旧來慣行ノ捕獲法ハ未タ精密ナラサルニ由リ、其業者ヲ増加スルモ蕃息上嘗テ著シキ妨害ヲ見サリシニ、過ル明治十二年中潜水器ヲ輸入シテ採鮑ニ着手スルモノアリシヨリ爾後該器ヲ使用スル者歳ヲ追テ増加スルニ從ヒ終ニ魚種ヲ減尽スルノ大害アルニ至レリ、是レ独リ当道ノミニ止マラス已ニ東北諸県ニ於テモ往々其例アリト聞ケリ、故ニ旧開拓使ニ於テハ明治十四年八月甲第八十三号布達ヲ以テ、水潜器ヲ使用シ鮑ヲ漁スルハ海底ノ深サ十五尋以内ニ於テ營業スルヲ禁シタリシニ、其海底ノ浅深ヲ以テ使



図 21. 按線網模型【33546】

用ノ区域ヲ立シハ未タ完全ノ法ト為スニ足ラサルヲ以テ置県後尚充分ノ紀律ヲ制定センコトヲ欲シ、先ツ其蕃息ノ季節叢生ノ奈何ヲ知ン為メ、昨明治十五年九月四日始メテ实地調査ニ着手シ試験所ヲ後志国高島郡祝津村ニ設ケ同十二月迄四ヶ月間ニ得ル所ノ結果ヲ示スモノ也、是等ノ経験ハ固ヨリ幾多ノ年月ヲ要スヘキ事業ニシテ僅ニ四ヶ月間ノ能ク研究シ得ヘキニアラサレハ這ノ出品ハ特ニ後来参考ノ資ニ供スルニ過キス、殊ニ本県ノ如キ辺陲僻地ニ在テ此難題ナル調査ヲ為スコトナレハ理学上ノ器械博物学上ノ智識等ニ乏シク或ハ調査ニ関ク所アラシキヲ恐ルモ、只採鮑營業上ノ規則ヲ制定スルノ点ヨリ向後尚此ノ試験ヲ怠ラサルヲ期ス

審査請求ノ主眼：特ニ審査ヲ要スル主眼ハ新県創草ノ際夙ニ意ヲ鮑ノ蕃息ニ注キ率先シテ实地調査ニ着手シ後来大ニ研究ノ裨益トナルヘキヲ思考ス

前書解説ノ通相違無之候也

明治十六年二月 札幌県水産博覧会委員

七等属 重松卓爾

御用係 伊藤一隆

同 内村鑑三

農商務省

農務局

御中